



閣副第 2 4 7 号

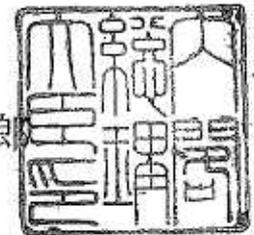
平成 17 年 12 月 9 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽 宇一郎 殿

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 小泉 純一郎



平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政  
法人の見直し案に対し意見を求めることについて

平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち、昨  
年前倒して見直しの結論を得た法人を除いた 24 の独立行政法人につ  
いて主務大臣から示された別添の組織・業務全般の見直し案に対して、  
「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直  
しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)に基づき、意見を求める。



(別添)

## 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構等 24 の独立行政法人の組織・業務全般についての主務大臣の見直し案

(目次)

内閣総理大臣

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

総務大臣

独立行政法人情報通信研究機構

財務大臣

独立行政法人酒類総合研究所

文部科学大臣

独立行政法人国立特殊教育総合研究所

独立行政法人国立国語研究所

独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所

独立行政法人国立美術館

厚生労働大臣

独立行政法人国立健康・栄養研究所

農林水産大臣

独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所

独立行政法人種苗管理センター

独立行政法人家畜改良センター

独立行政法人林木育種センター

独立行政法人水産大学校

経済産業大臣

独立行政法人経済産業研究所

独立行政法人工業所有権情報・研修館

国土交通大臣

独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所及び独立行政法人電子航法研究所

独立行政法人航空大学校

環境大臣

独立行政法人環境研究所

平成17年11月30日  
内閣府

## 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の組織・業務に係る見直し案

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等労働者の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、在日米軍に必要な労働力の確保を図ることを目的としており、新たな中期目標等の策定等に当たっては、当該目的を十全に果たし、業務の一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、以下の方向で見直しを行うこととする。

### 1 スリム化及びコスト削減

機構は、効率的かつ効果的な業務運営を図る観点から、次期中期目標期間中に、次のような措置を講ずるものとする。

- ① 組織の在り方について抜本的な見直しを行う。
  - i) 本部については、管理部門を極力縮小し、組織をスリム化する。
  - ii) 支部については、今後の在日米軍の再編状況等を踏まえ、組織のスリム化及び一部の支部の統廃合を実施するとともに、各支部が管轄する米軍施設の特性、配置状況、管理する駐留軍等労働者数等に応じ、支部間のバランスがとれた適正な規模の職員配置を行う。
- ② 機構の業務全般を見直し、駐留軍等労働者に係る福利厚生業務等のアウトソーシングを更に徹底するとともに、本法人の管理業務等についても極力アウトソーシングを推進する。
- ③ 上記の組織及び業務運営の見直しにより、本部・支部の業務内容及び業務量に応じた適切な人員配置となるよう2割程度の大幅な人員削減を実施するとともに、人件費を含むコストの削減を徹底する。

## 2 中期目標等における業務の効率化に向けた法人の取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた上記1で示した業務運営の効率化に向けた取組を具体的に明記するものとする。その際、次期中期目標期間中に達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

## 「独立行政法人情報通信研究機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成17年12月9日  
総務省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人情報通信研究機構（以下「情報通信研究機構」という。）の事務及び事業について、情報通信分野において国の政策と連携した質の高い研究成果を創出するという必要性を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねるとともに、一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に重点化することとし、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行う方向で具体的な検討を進めることとする。

### 第1 中期目標等における法人の任務・役割の明確化

- 情報通信分野は、それ自体が国際競争環境の厳しい分野であることに加え、様々な社会経済活動の基盤的役割を果たしており、その発展動向が他の様々な産業の競争力にも大きな影響を与えるものである。このため、情報通信分野は、現行の科学技術基本計画（平成13年3月閣議決定）において重点化すべき研究開発分野の一つとして位置付けられているほか、平成18年度からの「第3期科学技術基本計画」に関しても、引き続き、重点推進分野として優先的資源配分の対象とされる方向で議論が進められている。また、政府のIT戦略本部において決定されたe-Japan戦略Ⅱ（平成15年7月）やe-Japan重点計画2004（平成16年6月）に基づいて取組を進めてきているところである。欧米やアジアの諸外国においても、情報通信分野を国際競争力の源泉と捉え、情報通信技術の研究開発等を戦略的に推進している。
- このような状況において、情報通信研究機構は、情報通信分野を専門とする公的研究機関として、我が国の国際競争力の維持・強化や安心で豊かな国民生活の実現に向け、次期中期目標期間においても、引き続き、国の情報通信政策との密接な連携の下で情報通信技術の研究開発に積極的に取り組み、世界の先端を牽引する質の高い研究成果を創出することが求められている。
- 以上を踏まえ、情報通信研究機構が担う任務・役割について、適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における位置付け、民間や大学等との役割分担などを明らかにし、自ら実施する情報通信技術に関する研究開発については主として基礎研究に研究資源（予算、人員、設備等）を重点化することとし、応用研究については、民間等への委託や助成等、その研究活動の促進に資する取組を行うこととする。

## **第2 統合効果の発揮と業務運営の効率化**

- 情報通信研究機構は、平成16年4月に独立行政法人通信総合研究所と認可法人通信・放送機構が統合した法人として、長尾理事長のリーダーシップの下、部門横断的な「研究開発推進ユニット」を発足させるなど統合効果の発揮に向けた取組に着手するとともに、統合時に中期目標及び中期計画の見直し、厳しい効率化目標を設定するなど業務運営の効率化に尽力しているところである。
- 次期中期目標期間においても、統合効果をより一層具体的に発揮し、効率的かつ効果的な業務運営を確保する観点から、以下の取組を行うとともに、これらを通じて、管理部門の効率化、業務の合理化等を進め、総費用（人件費を含む。）の縮減を図るものとする。

### **(1) 2本部制の廃止**

現在の小金井及び芝の本部について、次期中期目標期間の早い段階で芝本部を廃止して小金井本部に統合することにより、一本部制へ移行する。

### **(2) 地方拠点の見直し**

現在の地方拠点（24拠点）について、所期の研究目的を達成したと判断されるものについては廃止するとともに、研究内容を踏まえた拠点の集約化を推進する。

その際、可能なものについては次期中期目標期間開始時まで、それ以外のものは次期中期目標に具体的なスケジュールを示した上で実施する。

### **(3) 海外拠点の見直し**

- ① 現在の海外拠点（5拠点）のうち、タイ自然言語ラボラトリー及びシンガポール無線通信ラボラトリーについて、真に情報通信研究機構が担うべき研究を実施しているか、現地で人員と設備が必要か、定常的な業務を有しているかなどの観点から、それぞれ見直し、廃止・集約化を検討するものとする。
- ② また、アジア研究連携センター、ワシントン事務所及びパリ事務所について、その効率的かつ効果的な運営の確保に資するよう、情報通信研究機構の任務・役割との関係、現地で人員と設備が必要か、定常的な業務を有しているかなどの観点から、その必要性等を検証し、明らかにするものとする。

### **(4) 研究体制等の再編成、管理部門の効率化等**

次期中期目標期間において、以下の方針に従って、現在の組織体制の構成・機能を再編成するとともに、これらの取組を通じて要員構成と規模を見直すものとする。

- ① 次期中期目標期間における三つの研究開発領域への重点化に対応するため、現在の研究体制の見直しを行う。具体的には、総合研究系（情報通信、無線通信、電磁波計測、基礎先端の各部門）と先導研究開発系（研究開発推進、拠点研究推進の各部門）に係る研究開発体制について、その構成・機能の再編成を行う。
- ② 併せて、創出された研究成果に係る発信機能の強化を図るため、総合企画系を中心とする研究支援体制についても見直しを行う。
- ③ また、適正かつ機動的な人員配置の実施、アウトソーシングの一層の推進等を通じて、全職員数に対する管理部門の比率の低減を図る。

### **第3 研究開発業務の重点化等**

#### **(1) 研究開発業務の重点化**

情報通信研究機構が取り組む研究開発について、国の情報通信政策との密接な連携の下でその業務を遂行する必要があることから、2010年までのユビキタスネット社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発に係る政策のあり方に関する情報通信審議会の答申「ユビキタスネット社会に向けた研究開発の在り方について」（平成17年7月29日）を踏まえ、国際競争力の維持・強化、安心・安全な社会の確立、知的活力の創造という政策目的の達成に向け、次期中期目標期間においては、次の三つの研究開発領域への重点化を図り、積極的に取り組んでいく。

- ① 新世代ネットワーク技術に関する研究開発
  - ・ 我が国が持つ光、モバイル等に係るコア技術の国際的優位性を維持・強化できるネットワーク技術
  - ・ 世界の情報通信技術の発展においてリーダーシップを発揮できる最先端基礎技術 等
- ② ICT（情報通信技術）安心・安全技術に関する研究開発
  - ・ 社会経済活動の基盤となるICTネットワークの安心・安全を確保する技術
  - ・ 情報通信技術の活用により、安心・安全な社会環境を実現する技術 等
- ③ ユニバーサル・コミュニケーション技術に関する研究開発
  - ・ 個の知的創造力を増進することができる技術
  - ・ 言語、文化、身体能力等の障壁を越えることができるコミュニケーション技術 等

## **(2) 産学官の役割分担の明確化、連携の推進等**

- 研究開発の実施に当たっては、民間、大学及び他の独立行政法人との役割分担を明らかにし、真に情報通信研究機構が担うべき研究開発領域に限って実施するものとし、基礎的でリスクの高いものや実用化まで長期間・高負担を要するものに該当する個々の研究開発課題を具体的に設定するものとする。
- さらに、情報通信研究機構が実施すべき研究開発のうち、自らの研究資源（予算、人員、設備等）を踏まえ、より効率的に遂行することができることと認められ、かつ、優れた研究成果を得られることが十分期待される場合には、引き続き、民間や大学等の他の研究組織に研究の一部を委託すること、産学官連携の要として他の研究組織との共同研究を行うことなどの連携を通じて、研究の一層の効率的かつ効果的な推進を図る。

## **(3) 客観的・定量的指標の導入**

次期中期目標期間においては、情報通信研究機構が実施する研究開発について客観的・定量的指標による管理を推進するため、その研究内容を踏まえた適切な指標の一層の導入を図り、次期中期目標等に明記することとする。

特に、その研究成果については、産業界・学会等への技術移転を進めるとともに、広く国民一般にも普及させることが公的研究機関としての責務であり、次期中期目標期間においては標準化・知的財産・広報関連の施策を一層戦略的に進める必要があることから、それらの部分を中心に検討を進めることとする。

## **(4) 評価システムの更なる活用**

- 総務省独立行政法人評価委員会が実施する毎年度の業績評価や情報通信研究機構独自の外部評価システム等を活用することにより、個々の研究開発課題への取組そのものに対する評価に加え、その成果の普及状況、実用化の状況、民間や大学等の他の研究組織における研究促進の状況などについても把握・分析を行い、研究開発業務の見直しに活用することとする。
- 併せて、上記の評価システム等を活用することにより、次期中期目標期間において重点化を図る研究開発領域との関連が明確でない、所期の目標を達成できる見込みである、社会環境の変化などから必要性がなくなったと認められる研究開発課題については、廃止・縮小する方向で常時検討を進めるものとする。

## **第4 事業振興業務等の見直し**

### **(1) 通信・放送事業分野の事業振興業務の見直し**

通信・放送事業分野の事業振興業務について、次期中期目標期間においても各業務を着実に実施する。その上で、次期中期目標等において、助成等の対象である各課題に係る達成目標を具体的かつ定量的に明示し、その達成度に応じた業務の見直しを行うなど、効率的かつ効果的に実施するものとする。

## (2) 民間基盤技術研究促進業務の見直し

民間基盤技術研究促進業務について、次期中期目標等において、研究課題の委託対象である民間における通信・放送基盤技術の研究促進に係る達成目標を具体的かつ定量的に明示し、その達成度に応じた業務の見直しを行うなど、効率的かつ効果的に実施するものとする。

その際、上記第3の3つの研究開発領域への重点化を踏まえ、研究課題の公募及び採択の対象を重点化するとともに、委託に係る研究開発そのものの評価にとどまることなく、その成果の普及状況、実用化状況、民間における研究促進の状況なども把握・分析して、業務の見直しに活用するものとする。

## 第5 非公務員による事務及び事業の実施

- 総務省においては、情報通信研究機構の研究開発能力の一層の高度化、より自主性・自律性の高い業務・組織運営の確保に向け、平成16年8月に、情報通信研究機構を次期中期目標期間開始時から特定独立行政法人以外の独立行政法人、すなわち非公務員型の独立行政法人へ移行することを自主的に打ち出した。その上で、非公務員化のための法案を策定の上、本年9月に第163回国会へ提出した。ただし、当該国会においては審議入りがかなわず、継続審査となったため、次期国会での法律の成立を期するものとする。
- このような動向を受け、情報通信研究機構は、次期中期目標期間において、国家公務員法等にとらわれない戦略的な人材獲得、産学官連携の推進、弾力的な勤務形態の促進といった非公務員化のメリットを最大限活かし、次の施策を積極的に進める。
  - ① 戦略的な人材獲得に向けた採用制度の構築
  - ② 産業界との人材交流や兼業などに関するより弾力的な取扱いの実現
  - ③ 優れた成果を上げた職員に対して手厚い処遇を行うなどの評価制度の見直し
  - ④ 多様な職務やライフスタイルに応じたより弾力的な勤務形態の導入これらの取組を通じて、より自主性・自律性の高い業務・組織運営を確保し、機構の研究開発機能の一層の高度化を図る。

「独立行政法人酒類総合研究所の主要な事務及び事業の改廃  
に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成17年11月30日  
財 務 省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、民間にできることは民間にゆだねるとともに、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第1 研究及び調査業務等の重点化・効率化

酒類総合研究所の研究及び調査業務等については、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めること」（独立行政法人酒類総合研究所法（平成11年法律第164号）第3条）との法人の目的を踏まえ、効率的かつ効果的な業務運営を確保する観点から、以下の見直しを行うことを次期中期目標に明記する。

1 独立行政法人として真に担うべき研究に取り組むとの観点から、行政ニーズに対応した鑑定技術の開発研究業務や社会経済情勢の変化に対応した研究及び調査業務に重点化して実施する。

2 研究資源の柔軟な配分を可能とする観点から、現在の研究体制をより大きな部門制に再編する。

3 研究及び調査業務の活性化を図るとともに適正な受益者負担等を求めて運営費交付金の抑制を図る観点から、民間資金を導入することが適当な研究課題については、積極的に民間機関との共同研究による実施を推進する。併せて、現在の研究区分（特別研究、特定研究及び経常研究）についても、酒類業界等からの要請に基づき実施してきた清酒品質評価技術の改良等の特定研究の廃止などにより再編する。

4 酒類の全国的な品質調査である鑑評会については、酒類総合研究所の後援又は酒類総合研究所と業界団体との共催により実施することとし、必要な調整を行う。なお、共催により実施する場合には、所要経費については収支相償の考え方に基づいて実施する。

5 現在の研究及び調査業務、管理業務等の内容について精査を行い、可能なものは極力アウトソーシングを推進するなどにより、人件費を含むコストの削減を徹底する。

## 第2 中期目標等における法人の任務・役割等の明確化

次期中期目標等においては、適切な評価や国民の理解に資する観点から、酒類総合研究所が担う任務・役割と研究及び調査業務等の重点化及び効率化に向けた具体的な取組みを明記するものとし、併せて、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資する観点から、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

## 第3 非公務員による事務及び事業の実施

酒類総合研究所の事務及び事業については、国に加え民間、大学等との人事交流などの連携を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。なお、その際、非公務員が担うことにより業務運営や人事運用に支障が生じないように、所要の準備を進める。

# 「独立行政法人国立特殊教育総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成17年12月9日  
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成18年3月までの間に、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、地方公共団体や大学等との役割分担を踏まえ、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究活動を核として、研修事業、教育相談活動、情報普及活動及び国際交流活動を一体的に実施し、特殊教育に係る我が国唯一のナショナルセンターとしてふさわしい事務及び事業に特化・重点化すると考え方に立って、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で具体的なものにすることとする。

## 第1 研究活動の重点化等

### 1 特殊教育に関する研究の重点化

特殊教育に関する研究については、障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）や、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）等の趣旨を踏まえ、①特殊教育政策上重要性の高い課題に対する研究、②教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究、③国内外の障害のある子どもの教育に関する制度・システム等についての調査研究、④障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査研究等、特殊教育のナショナルセンターとして求められる研究に重点化して実施することとする。

また、これらの研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行うとともに、研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、すべての研究課題に年限を設けることとする。

さらに、これらの研究課題を効率的かつ効果的に実施するため、任期付研究員制度を導入することとする。

### 2 研究課題の精選と評価システムの構築

研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特殊教育センター、校長会等に対して教育現場のニーズ調査を実施し、研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善にその結果を反映させることとする。

また、研究の質の向上、研究の効率的・効果的な実施を図るため、事前評価に加え、研究の中間及び終了後における内部評価及び外部評価を実施し、研究成果が教育現場等に対し有効に提供されているか否かを検証するとともに、適宜、評価システムの見直しを行うこととする。

さらに、研究課題の企画立案から研究の進行過程、研究成果のとりまとめに至る工程において、教育現場や研究者からタイムリーに意見や情報収集等を行うことが可能

となるよう、Webサイトを活用したシステムを構築することとする。

### 3 研究成果の普及促進等

特殊教育の発展、研究成果の普及等を図ることを目的に実施しているセミナーについては、これまでの基調講演やシンポジウムを基軸とする構成から、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムに改め、受講者である教育現場等の関係者における研究成果の理解の促進や情報の共有を図るとともに、参加者の意見等を集約するなどのフィードバック機能をこれまで以上に強化し、研究計画及び研究内容の質の向上に資することとする。

また、都道府県の特殊教育センター等からの要請による講師派遣や、インターネットを活用した情報提供を効果的に行うなど、研究成果の普及に努めるとともに、都道府県等における特殊教育に関する研修の質の向上に貢献することとする。

### 4 関係機関との連携の緊密化

相互の課題認識・研究方法・研究資源などを関係機関等と共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進するため、従来から連携を図っている研究協力者及び協力機関に加えて、新たな研究参画者を全国から広く公募する「研究パートナー制度」を積極的に活用することとする。

また、大学などの研究機関等の契約に基づく「共同研究」を積極的に実施し、基礎的研究と実際研究との有機的な連携を図ることにより、国立特殊教育総合研究所の実際研究の質的向上を図ることとする。

## 第2 研修事業の見直し等

### 1 長期研修の廃止・転換

第1期中期目標期間中において、1年の研修期間で行われている長期研修（特殊教育指導者養成研修）については、研修に対するニーズの変化、都道府県の参加状況を踏まえ、平成18年度をもって廃止することとする。

平成19年度からは、各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、国立特殊教育総合研究所の「プロジェクト研究」や「課題別研究」に直接参画させ、国の政策課題や教育現場の喫緊の課題に関する研究に取り組むことを通じて、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする「研究員制度（仮称）」を新たに導入することとする。

### 2 短期研修の実施方法の見直し

障害種別にコースを設け約2か月の期間で実施されている短期研修（特殊教育中堅教員養成研修）については、カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目について、インターネットを通じた講義配信を活用するなどの方法により、受講者が事前に履修できるよう措置するとともに、国立特殊教育総合研究所において受講する科目は、特殊教育に係る研究成果等の普及を目的とした専門的かつ技術的な内容とし、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう、研究協議等の演

習形式を多く取り入れたプログラムとすることとする。

なお、受講者等の意見等を踏まえつつ、逐次カリキュラム等の見直しを進めることとする。

### 3 その他の特殊教育に係る研修・講習会の特化

長期研修、短期研修以外に実施している各種の研修・講習会については、都道府県等における同種の研修の実施状況を踏まえ、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、①特殊教育政策上重要性の高い研修、②特殊教育に係る教育現場等の喫緊の課題に対応した研修、③地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修等、特殊教育に係る研究成果等の普及を目的とした特殊教育のナショナルセンターにふさわしい専門的かつ技術的なものに特化して実施するものとする。

なお、これらの研修については、次期中期目標期間中において、その必要性、研修内容等について逐次見直しを行い、各都道府県等において定着し、国立特殊教育総合研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止することとする。

### 4 情報通信技術を活用した研修コンテンツの提供

各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図るため、国立特殊教育総合研究所の行う研修の講義が利便かつ円滑に視聴できるよう、基礎的な科目に係る研修講義の全国配信を推進することとする。

## 第3 教育相談活動の重点化

### 1 個別教育相談の限定的実施

教育相談活動については、特殊教育のナショナルセンターとしての役割等にかんがみ、保護者等からの個別の教育相談については、基本的に各都道府県の特殊教育センター等の教育相談機関にゆだねることとし、国立特殊教育総合研究所においては、臨床的研究のフィールドとしての教育相談や、各都道府県等では対応が困難な発生頻度の低い障害等に関する教育相談、国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談に限定して実施することとする。

なお、保護者等からの個別の教育相談を各都道府県等にゆだねるに当たっては、教育相談を希望する保護者等に混乱や不利益を与えることのないよう、相談窓口に関する情報の周知を徹底するとともに、各都道府県の特殊教育センター等の教育相談機関との連絡・調整を密にしながら、具体的な措置を講じることとする。

### 2 教育相談機関等への支援

各都道府県の特殊教育センター等、障害のある児童・生徒等に係る教育相談実施機関の自己解決力の向上に寄与するため、これらの関係機関に対し、教育等環境全般に関する総合的なアセスメントや、教育相談に関するコンサルテーションを実施することとする。

また、教育相談事例を蓄積したデータベースの構築・活用による各種の情報提供を

行うとともに、教育相談にかかるマニュアル、ガイドブックその他手引書を作成し、教育相談実施機関等へ提供することにより、各教育相談現場等で実施されている教育相談活動の質の向上に貢献することとする。

なお、教育相談事例を蓄積したデータベースについては、個人情報の保護に留意しつつ、教育相談を行う上で真に有用なものとなるよう、その構築に当たって、教育相談現場のニーズを的確に把握し、蓄積するデータの分類・内容、情報検索機能及び情報管理の在り方について十分な検討を行うとともに、運用開始後においても、その活用状況を毎年度評価し、必要な見直しを行うこととする。

### 3 相談に関する研究の実施

各都道府県の特設教育センター等の教育相談機関や関係の大学等と共同し、各地域において質の高い一貫した教育相談を実施するための方法・体制づくりや、総合的なアセスメント等に関する研究、発達障害や発生頻度の低い障害（盲ろう二重障害等）への相談支援に関する研究を実施することとする。

## 第4 特殊教育に関する情報発信センター機能の強化

大学における研究成果も含めた特殊教育に関する国内外の図書・資料等（とりわけ実践研究の論文・資料）や国際交流を通じて得た諸外国の特殊教育に関する情報のデータベース化を進め、我が国の特殊教育のナショナルセンターとして、さらに、アジア・太平洋地域の特殊教育に係る国際的な情報発信センターとして、国内外に対し、特殊教育に係る総合的な情報を提供することとする。

また、アジア諸国における特殊教育の発展への支援など、国際機関等との連携を通じ、国際的な貢献を果たすこととする。

## 第5 運営・管理の効率化

一般管理業務については、事務手続きの簡素化や、一般競争入札等の推進により一層の効率化を図ることとする。

## 第6 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化に向けた取組を明記することとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

## 第7 非公務員による事務及び事業の実施

国立特殊教育総合研究所の事務及び事業について、教員養成系の大学等の関係機関との人事交流を促進するなど、柔軟な組織運営を可能とし、より一層の成果を上げる観点から、職員の身分を非公務員とする。

# 「独立行政法人国立国語研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成17年12月9日  
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人国立国語研究所（以下、「国立国語研究所」という。）の次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務・事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成18年3月までの間に、我が国唯一の国立の国語研究機関として、国立国語研究所における国語研究を国語政策に連結したものとし、日本語教育研究を始めとするその他の事業についても国語研究の研究成果等を基盤としたものに整理・転換するとの方針の下、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に再編・重点化するとの考え方に立って、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で具体的なものとする。

## 第1 国語研究事業の再構築

### 1 国語研究事業の役割及び政策上の位置付けの明確化

国語研究事業は、我が国唯一の国立の国語研究機関としての立場から、急激に進展する国際化・情報化など国語をとりまく社会状況の変化に対応しつつ、大きく次の二つの機能を果たすことを目的として実施することとする。

#### ① 文化的資産としての国語の記録・保存

我が国における言語文化としての国語の時代ごとの姿を記録・保存し、後世へと継承していくこと。

#### ② 国語の使用実態の把握と基礎資料の作成・提供

国語の使用実態とその変化を把握・分析し、正しい国語の保持・普及や時代に即した国語の改善及び国民の言語生活の向上のために必要となる資料の作成・提供や提言を行うこと。

なお、これらの機能の実効性を確保するため、国立国語研究所及びその国語研究事業については、政策の企画立案及び推進を所掌する文化庁並びに国語政策の審議機関である文化審議会との関係を次期中期目標等において明確にすることとする。

### 2 国語研究事業の再編・整理

上記のような国語研究事業の役割と政策上の位置付けを踏まえ、今後は、これまで細分化され相互に関連性の薄いままに実施されてきた個別的な研究課題を、その基本的な性格によって、柱となる「基幹的調査研究」とそのつどの「喫緊課題対応型調査研究」とに大きく再編・整理し、重点化して実施することとする。

#### (1) 基幹的調査研究の実施

基幹的調査研究は、時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握

・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにすることを目的として実施することとする。

遂行に当たっては、国語の使用実態とその変化を的確に把握するために、例えば5年ごとに行うなど中・長期的な視野に立った定期的かつ継続的な調査研究として企画・実施する。

内容的には、国語を使って生活する国民についての実態把握を行うために、国民各層を対象とし、その多様な言語行動・言語意識・言語能力の実態を把握する調査研究を多角的な方法で実施する。

また、言葉としての国語そのものについての実態把握を効果的かつ効率的に行うために、最先端の情報処理技術を十分に活用した大規模かつ高精度の汎用日本語データベースを、既存の複数のデータベースをも取り込んで構築し、記録・保存するとともに、それを十分に活用して、国語に関する問題点・課題等を明らかにするための調査研究を実施する。

このような取組により明らかにされた国語に関する問題点・課題等については、文化審議会における国語政策の企画立案や推進のための審議資料として提出するとともに、これを基に国語の改善及び国民の言語生活の向上に資する具体的な提案も積極的に行っていくものとする。

なお、データベースに蓄積されたデータは、インターネット等を通じて広く国民一般や産業界、大学等でも活用できるよう、提供方法等の整備を図る。

## (2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

喫緊課題対応型調査研究は、その時々为国語及び国民の言語生活に関して、既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として実施することとする。

遂行に当たっては、文化庁及び文化審議会等からの要請に基づいて、必要な調査研究をすみやかに企画・実施するとともに、その成果を国語政策のための審議資料として提出する。また、国語科教育など教育現場やマスコミ報道等で広く国民一般から提起された問題についても、その解決に資する調査研究を実施する。なお、調査研究に際しては、基幹的調査研究の成果を十分に活用して効率化を図る。

具体的には、国語政策・施策に資するための調査研究として、文化審議会国語分科会で現在審議中の「敬語」「漢字」に関する調査研究、既に審議された「国語力」に関する調査研究を実施し、施策の遂行や審議に資する基礎資料を提出する。

## 第2 日本語教育事業の再構築

### 1 日本語教育事業の位置付けの明確化

日本語教育事業については、日本語教育に関する研究、研修及び情報資料の作成・提供を中心に、従来、国語研究事業と並ぶ事業として実施されてきた。このため、日本語教育事業の実施に当たっては、必ずしも国語研究事業との密接な関連の下に展開されてはこなかった。しかし、学習者が習得すべき正しい日本語は、国内外の別、日本人・外国人の別を問わず同じものである。この考え方に基づいて、国語研究の成果やそれを通じて得た知的財産を活用し、日本語学習上の配慮に関する研究成果を踏ま

えて、我が国の国語の国内外における正しい理解と普及を図ることを目的としたものに再構築する。

## 2 日本語教育事業の再編・整理

### (1) 日本語教育事業の重点化

日本語教育事業は、日本語教育振興のための共通的な基盤整備を行う視点から、国内外の日本語教育機関等に対し、日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報提供に重点化することとし、日本語教育事業の柱は、「日本国内で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」（以下「使用実態に関する情報」という。）と、「外国人が学習目標とすべき正しい日本語に関する情報」（以下「学習基準に関する情報」という。）を併せて提供する事業とするものとする。

「使用実態に関する情報」は、国語研究における基幹的調査研究の成果に基づき、実際のコミュニケーション場面に即した日本語の使用実態の情報を日本語教育に資するため提供するものである。その主な内容は、本来あるべき正しい我が国の国語との対比、基本的な日本語とその用例・用法等に関する情報とする。

「学習基準に関する情報」は、実態に即した日本語の使い方を正しい我が国の国語との違いも認識して、学習目的に応じて効率的に学習・指導できるように提供するものである。その主な内容は、学校教育の学習指導要領等の機能を果たす学習内容の基準、日本語能力の測定方法と評価する基準に関する情報とする。

これらの情報については、日本語教育機関等による教材や教育内容の自主的な見直しを促し、国内外の日本語教育現場の教育に実際に反映されるようにするため、使用しやすい形態で提供するものとする。

### (2) 日本語教育情報提供のための基盤整備

「使用実態に関する情報」及び「学習基準に関する情報」を作成するための基盤として、大規模汎用日本語データベース等から抽出した国語の使用実態に関するデータと、誤用例など日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。

また、提供する情報の内容が的確かつ効果的に理解・使用されるよう、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得る仕組みを構築し、日本語教育現場や教育環境に関する情報収集や必要な調査研究を行う。

### (3) 日本語教育情報の効果的・効率的な提供と普及

これらの情報の提供方法については、インターネットを活用するとともに、国内の日本語教育機関、日本語教育関係団体、大学、留学生関係機関、海外の日本語教育を所管する独立行政法人国際交流基金等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員、日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象とする研修、セミナー等を開催する。

インターネットを活用した情報提供に当たっては、現在運用している「日本語情報資料館」（国立国語研究所が構築している電子資料館）について、「日本語教育ネットワーク」（国立国語研究所が運用している日本語教育関連の情報や教育素材を提

供するWebサイト)と統合を図るなど、その機能を強化・活用し、国内外への情報発信の効率化及び充実を図る。

以上の事業の再編・整理に伴い、従来から実施している長期研修、短期研修及び遠隔研修については、廃止する。

なお、日本語教育事業の実施に当たっては、関係機関との十分な調整・連携を図るとともに、次期中期目標期間を通じて、その効果を的確に把握・検証するものとする。

### 第3 運営・管理

一般管理業務については、一般競争入札等の推進により一層の効率化を図る。

また、業務実施体制については、再構築した国語研究事業、日本語教育事業に効率的に対応し得るものとなるよう見直す。

### 第4 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化に向けた取組を明記する。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示す。

### 第5 非公務員による事務及び事業の実施

国立大学法人の非公務員化等を踏まえ、大学や他の公私の団体等との人事交流を促進し、より一層の成果をあげる観点から、職員の身分を非公務員とする。

また、任期付研究員制度を導入し、調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施する。

# 「独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成17年12月9日  
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標期間においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。このため、独立行政法人国立博物館（以下「国立博物館」という。）及び独立行政法人文化財研究所（以下「文化財研究所」という。また、これら2法人を「文化財関係2法人」という。）の統合は、平成19年4月に行うこととし、平成18年4月からの次期中期目標・中期計画については、事務事業の重点化・効率化などで反映できるものはできる限り反映したかたちで暫定的に策定することとする。新法人の中期目標・中期計画の策定に当たっては、両法人の事務及び事業を新法人が実施するにふさわしいものとなるよう再構築するとの考えに立って、見直しを行い、具体的にその内容を反映することとする。

## 第1 文化財関係2法人の事務及び事業の一体的実施

国立博物館及び文化財研究所は、文化財保護法に基づく我が国の文化財保護行政を支える機関として、それぞれ、有形文化財の収集・保存・展示等の事業、または文化財保護行政の基盤を支える調査研究を行い、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るといった目的の達成に努めてきたところである。しかしながら、両法人が実施してきた事務及び事業の中には、有形文化財の保存及び修復、文化財保護に関する人材育成等に関するものなど、相互に補完的な関係にある業務がある。さらに、今日的な緊急性の高い課題として、保存科学等を駆使した文化財の保存・修復のための取組、文化財を活用した我が国の総合的な歴史・伝統等の文化発信、文化財の保存・修復のための国際協力等の一層の充実が求められている。

このため、文化財の保存及び活用という同一の目的を有する両法人を発展的に統合し、統一的なマネジメントの下で、文化財保護行政を総合的に支え、社会の要請に機動的・効果的に対応できる新法人を創設することとする。

なお、統合にあたっては、両法人が担ってきた

- ①有形文化財を収集・保存・管理し、後世に継承していくとともに、それらの文化財を活用して、日本の歴史・伝統文化の理解の増進を図る機能
- ②国の文化財保護行政の基盤を支えるため、文化財全般を対象として、基礎的・体系的な調査研究及び文化財の保存・修復等に関する科学的・先端的な調査研究を行う機能

というそれぞれの機能に十分配慮しつつ、一体性と機動性を確保し、両法人が持つ人的・物的資源を最大限に活用して、効率的かつ効果的に文化財の保存及び活用という目的の達成を図るものとする。

## 第2 文化財の保存・活用を目的とした事務及び事業の再構築

### 1 文化財の保存・管理・展示業務の効率的かつ効果的实施

#### (1) 有形文化財の保存・管理業務の質の向上

国立博物館が実施する有形文化財の保存・管理業務については、博物館の保存修復実施部門と文化財研究所の保存科学・修復技術調査研究部門との間における人事交流の促進、連携の緊密化等を図るなど、統一的なマネジメントの下で効率的かつ効果的な人的資源と資金の配分を行うことにより、収蔵する 13 万件に及ぶ文化財の保存・管理の質の向上を図る。

また、有形文化財の国内保存修復支援拠点として国立博物館が有する文化財保存修理所の業務に、文化財研究所の保存科学・修復技術調査研究部門の調査・研究成果を一層活用する。

さらに、国民の財産である文化財を適切に後世へ伝えられるよう、展示場、収蔵庫の老朽化に対応するとともに、耐震対策を計画的かつ速やかに実施し、保存・活用のための環境整備を図る。

#### (2) 有形文化財の展示業務の重点化

国立博物館が実施する有形文化財の展示業務については、日本人及び外国人の入場者への日本の歴史・伝統文化に関する理解を増進するため、日本及び東洋諸地域の収蔵品・寄託品等を有効活用し、体系的かつ総合的な展示に努める。

なお、展示に当たっては、来館者への対応として、分かりやすい解説や、外国語による解説を充実させる。また、国立博物館の歴史・伝統文化の発信拠点としての機能を向上させる観点から以下の見直しを行う。

##### ①平常展

平常展については、特集陳列の充実や定期的なリニューアルを行うなど再来者の増加が期待できるような魅力ある展示に努め、入場者の一層の確保を図る。

##### ②特別展

特別展については、平常展を補完し、日本の歴史・文化の理解の深度を深めるために実施するものとし、規模的・質的に他の公私立の博物館等では実施が難しい展示について行う。

##### ③地方における観覧・鑑賞機会の確保

地方における観覧機会の充実のあり方について見直し、公私立の博物館と共催で実施してきた地方巡回展については、要望が少ないことからこれを廃止し、公私立の博物館からの要望に柔軟に対応できる文化財貸与を積極的に行うことにより、地方における観覧・鑑賞機会の確保のための取組を効率的かつ効果的に実施する。

## 2 文化財に関する調査研究業務の効率的かつ効果的实施

### (1) 文化財に関する調査研究業務の重点化

文化財研究所が実施する無形文化財も含めた文化財全般に関する調査研究については、効率的かつ効果的な人的資源と資金の配分を行うことにより、

- ①文化財の調査手法に関する研究
- ②新たに保護の対象となった分野を含めた、文化財に関する基礎的な調査研究
- ③最新の科学技術を活用した文化財の保存科学や修復技術等に関する先端的調査研究
- ④我が国の文化財保護上重要かつ緊急を要する文化財の保存・修復に関する実践的研究

など、より重要性の高い基礎的な調査研究や、緊急性の高い調査研究に重点化する。

このうち、有形文化財の保存科学や修復技術に関する調査研究業務については、国立博物館の保存修復実施部門との連携を促進し、調査研究に必要な実証的知見を得ること等によって、国立博物館及び文化財研究所双方の機能が有機的な連携により充実が図られるよう検討する。

また、国立博物館において自ら保存・管理する収蔵品・寄託品及びそれらに関連する外部文化財などを対象とした調査研究については、文化財の保護のための調査及び基礎研究を踏まえ、収集と展示にかかわる応用的な研究に一層重点化するものとする。

以上の方針に基づき、現在実施している調査研究については、必要な見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドの考えの下、引き続き実施する必要性が低い調査研究等については、廃止や、他の調査研究との統合再編など必要な措置を講ずるものとする。

#### <廃止する事業の例>

- ①「考古科学の総合的研究」
- ②「館所蔵模写模本類による現品復元に関する調査研究」
- ③「海外所在東洋美術に関する調査研究」

#### <統合再編する事業の例>

- ①「古代遺跡の保存修復に関する調査研究」、「平城宮跡整備、全国大規模遺跡に関する調査研究」、「遺跡の露出展示法に関する調査研究」を統合再編
- ②「伝統芸能に関する調査研究及び外国との比較研究」、「伝統楽器の変遷に関する調査研究」を統合再編

また任期付研究員制度を導入し、調査研究を一層効率的かつ効果的に実施するものとする。

### (2) 一般公開施設の運営の見直し

現在、文化財研究所が保有・運営している一般公開施設については、調査研究成果の公開施設としての機能を維持しつつ、法人の資産である所蔵作品等の保存・管理の

一層の質の向上、公開機会の拡大及び施設の有効活用を図る。

このため、黒田記念館の展示・公開業務については、東京国立博物館との一体的運営を図る。

また、平城宮跡資料館、飛鳥・藤原宮跡発掘調査部資料室、飛鳥資料館等については、平城宮跡、藤原宮跡、飛鳥地域という文化財研究所の研究フィールドにおける、それぞれの研究成果の公開の場としての機能を明確にするとともに、その実施に当たっては、国立博物館が有する保存・展示・公開に関するノウハウ等の積極的な活用を図る。

なお、文化財研究所が遺跡等から発掘し、研究成果の公開の目的で一般公開施設において展示・公開している考古資料のうち、最終的に、恒久的に保存・管理する必要があるものについては、国立博物館での展示や地方公共団体等への移管を含めその適切な管理・活用手法について検討する。

### 3 文化財の保存・修復等に関する国際協力拠点の明確化等

文化財研究所が実施している文化財の保存・修復等に関する国際協力事業については、国際協力の拠点としての位置づけを明確化するとともに、その機能の充実を図るため、現在、東京文化財研究所と奈良文化財研究所に分散配置されている文化財国際協力部門の統合・集約化を図る。

また、研究機関間の連携強化や共同研究、研究者間の情報交換等の活発化、継続的な国際協力のネットワークの構築、西アジア諸国等における文化財の保存・修復に関する調査研究・技術移転・人材育成等について、文化財関係2法人が有する物的・人的資源を活かし、有機的・総合的な事業展開を図る。

### 4 文化財に関する研修業務の重点化等

研修業務については、ナショナルセンターとしての役割にかんがみ、今後の文化財保護活動における中核的な人材を育成するものに重点化することとし、文化財関係2法人がそれぞれ行ってきた研修について、法人が有する物的・人的資源を組み合わせた効果的なものとなるよう整理・統合を図る。

これに伴い、公私立の博物館等でも実施可能な博物館学実習については、廃止する。

### 5 他の機関とのネットワーク化の推進

国内外の博物館、大学や民間の研究機関等とのネットワーク化を推進し、連携・協力体制を構築することにより、これらの機関が有する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用を積極的に行うとともに、これを通じて得た文化財に関する情報の提供や本法人が行った調査研究の成果の発信を積極的に実施し、国内外の博物館、大学や民間の研究機関等における文化財の収集・展示・調査・研究の質的向上及び地方公共団体等に対する援助・助言の充実を図るものとする。

### 第3 本部組織の整備・合理化

本部組織は、現行の本部組織を整理・統合し、両法人が持つ機能に留意しつつ、本部機能として求められる総合調整機能を十分発揮できる体制とするものとする。

### 第4 運営・管理の合理化・効率化

- (1) 文化財関係2法人の一般管理部門については、統合メリットを発揮する観点から、可能な限り集約し、組織体制の合理化を図るものとする。
- (2) 一般管理業務については、一層の効率化を図る観点から、民間委託の対象業務の範囲拡大や包括的委託の実施、一般競争入札の範囲拡大を図るものとする。

その際、各国立博物館における民間委託等の推進状況、多数の技能労務系の職員の在職状況に留意するとともに、民間開放の推進に関する政府の方針や地方公共団体における公立博物館の運営・管理の動向をも注視し、更なる効率化のための検討や工夫を行うものとする。

- (3) 文化財研究所の一般公開施設については、自己収入の確保を図るため、同施設の性格にも留意しつつ、入場料有料施設の範囲等について検討するものとする。
- (4) 新たに建設された九州国立博物館の円滑な運営等に資するよう、国からの土地・建物の出資が可能となるような法令等の整備を行うこととする。

### 第5 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

### 第6 非公務員による事務及び事業の実施

文化財関係2法人の事務及び事業については、職員の採用における自由度の確保等により、大学や他の公私の機関等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。

**「独立行政法人国立美術館の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」  
における指摘事項を踏まえた見直し案**

平成17年12月9日  
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成18年3月までの間に「芸術文化の創造と発展」「国民の美的感性の育成」を使命とし、その機能を果たす我が国の唯一の国立の美術館として実施するにふさわしい事務及び事業に特化・重点化すると考え方に立って、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で具体的なものにすることとする。

**第1 展示事業の重点化**

国立美術館は、我が国の美術の総合的な発信の場として、多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会をより多くの国民に提供していくため、今後実施する展示事業については、各館の個性に即した取組みを一層強化しつつ、国立としての役割にふさわしいものに重点化する。

このため、企画展等については、次の方向で重点化する。

**(1) 企画展等の展示事業の重点化**

- ① 全国の美術館に方向性を示す先導的な展覧会の実施  
世界の美術動向を捉えつつ、全国の美術館に方向性を示す展覧会活動を行う。
- ② 新しい芸術表現を取り入れた先端的な展覧会の実施  
メディアアート、アニメ、建築など日本が世界から注目される新しい領域の芸術表現にも積極的に取り組むことにより、現代的感性の涵養を目指し、最先端の現代アートの拠点的な役割を果たす先端的な展覧会活動を行う。
- ③ 国家的規模で行う主導的な展覧会の実施  
海外の主要美術館と連携し、確固たる評価を得ている世界の美術を紹介するとともに、我が国の作家や芸術的関心を海外に紹介するなど、国際交流への更なる貢献を目指し、国際的視野に立った大規模な展覧会活動を行う。

**(2) 地方巡回展の見直し**

地方巡回展については、地方における鑑賞機会の充実の観点から、これを積極的に行うとともに、地方のニーズを反映させたものとなるよう内容を見直す。

**(3) 美術作品の収集に関する情報収集能力の向上と弾力的な経費の執行による機動性の向上**

美術作品の収集については、国民への多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会を国

立の美術館として担保していくために必要となるコレクションの形成を進めるため、美術作品に関する情報収集能力と機動性を高めることとする。

また、館間の作品購入費の移し替え等による弾力的な経費の執行により、一層法人の機動性を高める。

## 第2 調査研究関係事業の重点化

美術館における調査研究は、その成果を美術作品を使って提示し、展覧会を見る人の感性を育むことをも目的として行うものである。

したがって、美術館が行う調査研究は、美術館の中心的業務である美術作品の収集と展覧会活動を支える根幹的要素であり、国立として幅広い収集活動と質の高い展覧会活動を続けるためには、長期的視野に立った継続的な調査研究とその蓄積が必要である。また、これら調査研究の成果は、展覧会活動等を通じて社会に還元されることにより、我が国全体の美術振興に寄与するものである。

国立美術館における調査研究については、このような同館が行う調査研究の趣旨を踏まえ、展示事業における重点化の方向性に沿った国立の館が実施するにふさわしい先導的、先端的、主導的な展覧会活動に結びつくような調査研究の推進に努めるとともに、大学等の研究機関との役割分担を明確にするため、次のような見直しを行うこととする。

- ① 一般美術理論的な研究、文献等による理念的研究を主とするものなど、大学等の研究機関に委ねうる調査研究は廃止する。
- ② 上記①に当たる調査研究により得られる知見・技術が美術作品の収集活動や展覧会の実施等に必要となった場合には、国内外の美術館、大学や他の研究機関等と連携を密にし、それらにおける調査研究成果を活用することを基本とする。
- ③ 以上の方針に基づき、現在実施している調査研究については、必要な見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドの考えの下、調査研究活動の進展により、すでに一定の成果を得たもの、または、その必要性が客観的に低下しているものについては廃止する。

### 【廃止する調査研究事業（例）】

「近代絵画材料の非破壊的調査法に関する研究」

「近代絵画材料の化学的分析に関する研究」

なお、国内外の美術館、大学や他の独立行政法人等の研究機関における知見・技術を活用するため、海外からの専門家の招へい、研究協議会やシンポジウムの主催など知見を交流する場を積極的に設けるとともに、関係団体と連携し、これら機関とのネットワーク化を推進する。また、このような場を活用し、国立美術館における調査研究の成果を積極的に発信するものとする。

### 第3 教育普及・研修関係事業の重点化

教育普及事業については、国立としての役割に鑑み、他機関ではなしえないモデル的な教材・プログラム等の開発に重点化するとともに、研修等の人材育成事業については、当該研修の成果が全国に普及されるような中核的な人材を育成するものに重点化する。

#### 1. 感性を育む美術教育に関する教材開発事業の見直しと重点化

国立美術館では、従来、来館者サービスの一環として子ども向けに様々なワークショップ等を行ってきたが、ナショナルセンターとしての役割を踏まえ、今後は、全国の小・中学校や公私立美術館において採用・実施されるような、先導的・先端的な教材やプログラム等の開発・実施に重点化することとし、各館が行う教育普及事業が先導的・先端的なものとなるよう内容を見直す。

【見直しの対象とする事業の具体例】

- ・子どものためのワークショップ
- ・夏休み子どもプログラム
- ・子供映画館

#### 2. 研修事業の見直し

##### ①博物館実習

博物館実習については、地方や民間との役割分担の観点から、原則として、国立美術館においてはこれを廃止するものとし、将来の美術館活動を担う中核的な人材を育成することを目的として、大学院生等を対象として行うインターンシップに重点化するものとする。

##### ②キュレーター実務研修

公私立美術館の学芸員を対象にした研修については、従来から実施してきたキュレーター実務研修はニーズが低いことから、これを廃止し、より多くの公私立美術館の学芸員の参加を得、国立美術館が有する専門的知識や技術を全国に普及していくため、参加希望者による研修メニューの選択制の導入、研修期間の短縮化・メニュー化、参加資格の緩和による対象者の範囲拡大等の抜本的な見直しを行い、公私立館が参加しやすい研修に再構築する。

#### 3. 教員向け研修事業の見直し

国立美術館は、従来から感性をはぐくむ美術教育のナショナルセンターとして、学校の美術の教員を対象とした研修プログラム等を行ってきた。今後は募集方法などを見直し、研修の成果が全国に普及されるよう、各地域の美術教育のリーダーとして活躍する人材を育成するものに改変する。

## 第4 運営・管理の効率化

### ①民間委託の推進

既に清掃業務、会場管理業務、レストラン運営業務、情報案内業務等について外部委託を行ってきたが、今後とも質の高いサービスを低廉なコストでできるものがあるか検討しつつ、一般管理業務の一層の効率化を図る観点から、民間委託の対象業務の範囲拡大や包括的委託を一層推進する。また、競争入札による民間業者の参入の機会を広げ、効率的で質の良いサービスの提供に努める。

また、その際、平成18年度に開館する国立新美術館も含めた5館それぞれの民間委託等の予定や推進状況に留意するとともに、民間開放の推進に関する政府の方針や地方公共団体における公立美術館の運営・管理の動向をも注視し、更なる効率化のための検討や工夫を行うものとする。

### ②土地・建物の出資規定の整備

新たに建設される国立新美術館の円滑な運営等に資するよう、国からの土地・建物の出資が可能となるような法令等の整備を行うこととする。

## 第5 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組みの明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

## 第6 非公務員による事務及び事業の実施

国立美術館の事務及び事業については、職員の採用における自由度の確保等により、大学や他の公私の機関等との人事交流を促進し、一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。

「独立行政法人国立健康・栄養研究所の主要な事務及び事業の改廃に  
関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成17年11月30日  
厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標期間において、以下の事項を中心として、事務及び事業の見直しを図る。なお、この見直し事項については、平成18年3月までの間に、ヒトを対象とした健康づくりのための栄養学研究を基幹事業とする独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化するとの考え方に立って、更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

#### 第1 調査研究業務の重点化

独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「健栄研」という。）は、「ヒトを対象とした健康づくりのための栄養学研究を総合的に行うことのできる我が国唯一の試験研究機関」として、今期中期目標期間において、厚生労働省における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を多く発出してきた。

次期中期目標期間においては、研究所の独自性を発揮するとともに、効率的かつ効果的な研究資源の配分により、研究成果のより一層の質的向上を図る観点から、

- ① 生活習慣病の予防のための運動と食事の併用効果に関する研究
- ② 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究
- ③ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究

などの研究分野に特化・重点化することとし、その旨を次期中期目標等において明確にするものとする。

その際、特に厚生労働行政上の重要課題である医療費適正化の観点から、糖尿病及びメタボリックシンドロームの一次予防に資する研究に積極的に取り組むとともに、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの公開について継続して重点的に行うものとする。また、科学技術基本計画に沿って、研究機関としてオリジナリティーの高い基礎的・応用的研究を行う観点から、運営費交付金以外の競争的研究資金も積極的に獲得していくこととする。

#### 第2 国民健康・栄養調査の集計業務の効率化と都道府県への技術的支援

国民健康・栄養調査については、今期中期目標期間において、健康増進法が施行され、調査の内容等が拡大されたにもかかわらず、必要な技術的対応を迅速に行うことにより、

集計期間の実質的な短縮を果たした。また、集計業務のみならず、調査全般に関わる技術的対応及び調査データの活用を押し進めてきた。

次期中期目標期間においては、国民健康・栄養調査の集計業務について、より一層の効率化を図る観点から、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの利活用等により、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行うこととし、次期中期目標等の作成までにその具体的な方策について検討する。

また、医療制度の構造改革を進めるに当たって、都道府県健康増進計画の策定、評価等のために、都道府県単位の国民健康・栄養調査の重要性が益々高まることが想定される中、次期中期目標期間においては、都道府県に対する支援を含めて関連する技術的な事項について、健栄研がさらに積極的に対応することとする。

### 第3 収去食品の試験業務の見直し

収去食品の試験業務は、国民の健康増進・栄養改善を妨げる、不適切な食品表示をした食品を適切な表示に改めるよう指導する業務を支援するものであり、そのデータは栄養表示基準制度、保健機能食品制度等の信頼性確保に活用されている。このため、迅速かつ効率的で精度の高い分析が必要とされることから、健栄研が当該試験業務に深く関与することが求められている。

また、本年の特定保健用食品制度の見直しの結果、「条件付き」、「規格基準型」及び「疾病リスク低減表示」の特定保健用食品が新設されたことから、これらの食品の関与成分など、新たな食品成分の分析技術及びそれらの分析に用いる食品成分の標準品等を規格化することも重要な業務となる。

これらの課題に対する研究試験業務を行うに当たって必要となる知識、技術、研究方法等は健栄研だけが有するものであること等を踏まえつつ、健栄研が独立行政法人として引き続き実施すべき業務を整理する中で、収去食品の試験業務についても、登録試験機関を活用する制度の導入について検討を行い、次期中期目標期間終了時まで結論を出すこととする。

### 第4 栄養情報担当者（NR）認定制度の見直し

栄養情報担当者（NR）認定制度については、実際の業務内容のモニタリングなどを行うとともに、制度のあり方や健栄研の関与について検討を行い、次期中期目標期間終了時まで結論を出すこととする。

### 第5 業務の効率化

平成13年度の独立行政法人への移行に伴い、研究業務の効率化を図るため、国の試験研究機関時代の部体制を見直し、各研究業務に照準を合わせた「プロジェクト体制」を構築し、必要な人材を必要な場所に配置する体制を整えた。

これにより、より必要性の高い、かつ、迅速な対応が必要な研究に人材を置くことが可

能となり、研究もより推進されてきた。

次期中期目標期間においても、目標として設定された研究に対応して人材及び経費等を重点的に注入することにより、研究の効率性の向上を図ることとする。

## 第6 非公務員による事務及び事業の実施

健栄研の事務及び事業については、大学や民間企業等との円滑な人事交流を進め、より柔軟な組織の運営が可能となるよう職員の身分を非公務員とする。

# 「独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて（案）

平成 17 年 11 月 30 日

農林水産省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）、独立行政法人肥飼料検査所（以下「肥飼検」という。）及び独立行政法人農薬検査所（以下「薬検」という。）の主要な事務及び事業については、国の政策目標における任務の位置付け、国・地方公共団体等との役割分担など、3 法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえ、効果的かつ効率的な運営を確保するとともに、一層の検査・分析能力の向上を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

## 第 1 3 法人の事務及び事業の一体的実施

- 3 法人の検査等業務について、食品の安全性の確保に係る総合力の発揮、管理部門等の効率化及び一層の検査・分析能力の向上等のシナジー効果（相乗効果）の発現の観点から見直し、平成 19 年 4 月 1 日から一体的に実施するものとする。

## 第 2 本部及び地方組織の運営の効率化

- 3 法人の各組織における事務及び事業について、統合メリットを最大限発揮するとともに、効果的かつ効率的な運営を確保する観点から、上記第 1 に併せて再編統合し、早期に一体的運営を図るものとする。

## 第 3 検査等業務の効率的かつ効果的实施等

- 3 法人の事務及び事業の一体的実施に当たっては、有機的な連携・調整を行うとともに、各本部及び地方組織に配置されている分析機器等について、その稼働状況等を踏まえ、有効活用及び効率的な運用を図るとともに、更新に当たってはその必

要性について厳しく検証するものとする。

- アンケート調査の発送や回答の集計作業、試薬調製等の作業など、専門技術的知見の必要性が低い作業等については極力アウトソーシングを推進するとともに、これまで各法人がそれぞれ附帯業務等として実施してきた調査研究業務等については、検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものに特化・重点化するなど、効率的かつ効果的に実施するものとする。
- 適切な評価や国民の理解に資する観点から、国の政策目標における任務の位置付け、国・地方公共団体等との役割分担など、検査検定3法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた重点化や効率化に向けた取組を次期中期目標等に明記する。その際、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、個々の事務及び事業については、以下のとおり見直すものとする。

### 1 センターにおける食品の検査等業務の効率的かつ効果的实施

- 食品の表示・監視業務の実施に当たっては、国（地方農政局）、地方公共団体等との役割分担を踏まえ、センターが担う任務・役割を明確にし、重点的かつ効率的に行うものとする。
- 検査・分析業務については、月別の検査の実施状況、分析機器の稼働状況等を踏まえ、検査・分析業務の平準化及び検査・分析に要する期間の短縮化を図る観点からの見直しを行うものとする。
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）に基づき、センターが直接行う日本農林規格による格付等が段階的に廃止されることを踏まえ、要員面・経費面における合理化を行うものとする。

### 2 肥飼検における肥料、飼料等の検査業務の効率的かつ効果的实施

- 肥料、飼料等の検査業務の実施に当たっては、危険性の高い動物由来の肥飼料や汚泥を原料にした有害物質を含むおそれの高い肥料、遺伝子組換え体が混入するおそれが高い輸入飼料など、よりリスクの高い肥飼料に検査対象を重点化するとともに、検査に要する期間を短縮するなど効率的かつ効果的に実施するものとする。

### 3 薬検における農薬の検査業務の効率的かつ効果的实施

- 農薬の登録申請に係る検査の実施に当たっては、詳細に実施すべき検査項目等の重点化を図るとともに、検査に要する期間を短縮するなど効率的かつ効果的に実施するものとする。

#### 第4 合理化効果の発揮

- 上記第1から第3までに併せて、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、管理部門等の要員の合理化に努めるとともに、経費の縮減を図ることにより、統合メリット等を具体的かつ最大限に発揮し、総費用（人件費を含む。）を厳しく削減するものとする。

# 「独立行政法人種苗管理センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて（案）

平成 17 年 11 月 30 日

農林水産省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人種苗管理センター（以下「種苗管理センター」という。）の主要な事務及び事業については、効率的かつ効果的な運営を確保するとともに、地方にできることは地方にゆだねる、民間にできることは民間にゆだねるとの観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

## 第 1 種苗の生産及び配布業務の合理化

- ばれいしょ原原種生産及び配布業務については、同一品種を複数農場で栽培すること等でリスク分散することにより、台風や冷害などの気象変動による不作時や万一の病虫害の発生時も含め、道県からの需要に即した原原種を確実に生産し、配布する必要がある。このような体制の確保を前提としつつ、農場ごとの品種構成を見直し、大規模・少品種生産農場と小規模・多品種生産や新品種急速増殖などを行う農場への役割分担を進めるとともに、近年、大きく配布量が減少している県向け原原種について、実施農場の集約化を図ることを次期中期目標に明記する。
- ばれいしょ等の原原種生産及び配布業務については、ばれいしょの器内増殖技術などの急速増殖技術の実用化・導入により効率化を図ること、民間等におけるマイクロチューバー技術を用いた原原種生産の定着状況等を踏まえつつ、民間等への部分的な移行を検討することを次期中期目標に明記する。
- 茶樹の原種生産及び配布業務については、これまでの配布により優良品種の普及率が 9 割を超え、一定の成果をあげていること、また、地方公共団体又は民間からの供給体制も整いつつあることから、円滑な移行のための措置をとった上で、次期中期目標期間の早い段階でこれらに移行させ、廃止することを次期中期目標に明記する。

## 第 2 品種登録に係る栽培試験業務の集約化・効率化

- 品種登録に係る栽培試験業務については、農場の立地条件、植物の適地性等を踏まえた上で、実施農場ごとの担当植物の集約化、専門化を進める必要がある。このような基本的考え方の下、北海道中央農場、孺恋農場及び久留米分室の機能を他農場に移管し、集約化を図るとともに、本業務における西日本農場の拠点化を進め、職員等の重点配置を行うこと、上記3か所以外の農場の機能についても、可能なものは早期に西日本農場に移管することを次期中期目標に明記する。
- また、中立・公正性及び秘密保持の確保等に留意しつつ、栽培試験を民間にも委託し、効率化を図ることを次期中期目標に明記する。

### 第3 種苗検査業務の集約化

- 種苗検査業務については、検査の迅速化、検査項目の拡大、指定種苗の集取の計画的・確実な実施等が重要であることから、久留米分室の機能を西日本農場に移し、3か所に集約化することを次期中期目標に明記する。

### 第4 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

- 品種登録に係る栽培試験業務については、知的財産の保護・活用の強化が重要な国家戦略となっていること、品種登録出願件数の増加に伴い、実施点数の増加が見込まれること、育成者権の侵害が問題化し、その対策の強化が求められていることから、民間等への栽培試験の委託も活用しつつ、本業務の強化を図り、重点的に実施することを次期中期目標に明記する。
- 種苗検査業務については、種苗流通の適正化を図るため、種苗法に基づく指定種苗の集取等を実施するものであること、種苗の表示義務違反の続発、種苗への農薬使用の表示義務の強化、種子伝染性病害の拡大を背景として、その監視の強化が求められていることから、本業務の強化を図り、重点的に実施することを次期中期目標に明記する。
- 種苗の生産及び配布業務については、ばれいしょ及びさとうきびの種苗生産は、原原種（種苗管理センター）、原種（道県）、採種（農協等）の3段階増殖体系による役割分担を基本とし、原原種については、マイクロチューバー技術を用いた原原種生産を行う民間等への部分的な移行を検討しつつ、道県からの需要に即した健全無病な種苗を確実に生産し、配布することを次期中期目標に明記する。
- 次期中期目標においては、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達

成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に明記する。

## 第5 地方組織の運営の効率化

- 厳しい国家財政事情にかんがみ、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、久留米分室については、可能な限り早期に廃止するとともに、小規模な農場についても、その機能の西日本農場への移管状況を踏まえ、集約化を図る方向で再編・統合することを次期中期目標に明記する。

## 第6 技術専門職員が担当する業務の見直し

- 技術専門職員が担当する業務については、病害検査・検定等の各種分析・検査業務、調査研究支援業務など専門的技術を要する業務にシフトさせ、当該職員の資質向上を図るとともに、ほ場管理作業等における単純作業については、現有の人員を有効活用することを基本に、退職者の状況を踏まえ、段階的にアウトソーシングを進めることを次期中期目標に明記する。

## 第7 合理化効果の発揮

- 上記第1から第6までに併せて、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、管理部門、種苗生産部門等の要員の合理化に努めるとともに、経費の縮減を図るものとする。
- 上記により、合理化効果を具体的かつ最大限に発揮し、総費用（人件費を含む。）を厳しく削減するものとする。

## 第8 非公務員による事務及び事業の実施

- 種苗管理センターの事務及び事業については、公務員以外の者が担うことにより支障が生じないように、職員の雇用や労働条件等の確保に配慮した上で、関係府省・機関の協力を得て、所要の準備を進める。

# 「独立行政法人家畜改良センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて（案）

平成 17 年 11 月 30 日

農林水産省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人家畜改良センター（以下「家畜改良センター」という。）の主要な事務及び事業については、効率的かつ効果的な運営を確保するとともに、地方にできることは地方にゆだねる、民間にできることは民間にゆだねるとの観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

## 第 1 家畜の改良・増殖業務の重点化

- 十勝牧場で実施しているめん羊、長野牧場で実施している山羊（実験用を含む。）及びうさぎの改良・増殖業務については、民間を中心とした種畜供給体制の構築状況を踏まえつつ、これらに種畜供給業務を移行し、廃止することを次期中期目標に明記する。
- 上記以外の畜種についても、その飼養規模を厳しく見直しスリム化を図るとともに、改良・増殖業務の対象を独立行政法人として真に担うべき畜種に重点化するとともに、それぞれの畜種ごとに地方公共団体又は民間への計画的な移行を検討することを次期中期目標に明記する。

## 第 2 飼料作物に係る種苗の生産・配布等業務の重点化

- 十勝牧場、長野牧場及び熊本牧場で実施している飼料作物に係る種苗の生産・配布等業務については、優良品種の普及を促進し、飼料自給率の向上を図る観点等から、需要動向等を勘案し、新品種及びニーズの高い品種への重点化を図ることを次期中期目標に明記する。

## 第 3 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

- 上記第 1 及び第 2 に併せて、適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中

期目標等において、国の政策目標における任務の位置付け、地方公共団体・民間等との役割分担など、家畜改良センターが担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた重点化や効率化に向けた取組を明記する。

- その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に提示するものとする。

#### **第4 地方組織の運営の効率化**

- 地方組織における事務及び事業について、上記第1及び第2に併せて見直し、集約化を図る方向で再編・統合について所要の措置を講ずることを次期中期目標に明記する。

#### **第5 技術専門職員が担当する業務の見直し**

- 技術専門職員が担当する業務については、受精卵移植等の繁殖業務、各種分析・検査業務、調査研究支援業務など資格や専門的技術を要する業務にシフトさせ、当該職員の資質の向上を図るとともに、家畜管理及び飼料生産業務における単純作業については、現有の人員を有効活用することを基本に、退職者の状況を踏まえ、段階的にアウトソーシングを進めることを次期中期目標に明記する。

#### **第6 合理化効果の発揮**

- 上記第1から第5までに併せて、管理部門、家畜改良部門等の要員の合理化に努めるとともに、経費の縮減を図ることを次期中期目標に明記する。
- 上記により、合理化効果を具体的かつ最大限に発揮し、総費用（人件費を含む。）を厳しく削減するものとする。

#### **第7 非公務員による事務及び事業の実施**

- 家畜改良センターの事務及び事業については、公務員以外の者が担うことにより支障が生じないように、職員の雇用と労働条件等の確保に配慮した上で、関係省庁・機関の協力を得て、所要の準備を進める。

# 「独立行政法人林木育種センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて（案）

平成 17 年 11 月 30 日

農林水産省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人林木育種センター（以下「林木育種センター」という。）の主要な事務及び事業については、地方にできることは地方にゆだねるとの観点も含め、一層の効率的かつ効果的な運営を図るとともに、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化し、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

## 第 1 独立行政法人森林総合研究所との事務及び事業の一体的実施

- 林木育種センターの林木育種事業等の業務については、独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）の試験研究等の業務との一体的実施による効果が適切に発揮されるための対策を講じ、平成 19 年 4 月を目途に 1 法人として実施する。
- 上記の業務の一体的実施に当たっては、これまで林木育種センターが担ってきた固有の機能を引き続き果たしつつ、森林・林業に関する基礎研究から林木の新品種開発・配布事業等まで一貫して実施することにより、管理部門の効率化及び試験研究との連携による一層効果的な業務運営を推進する。

## 第 2 本所及び地方組織の運営の効率化

- 我が国の森林は、気候等の自然条件によって樹種構成が異なり、また、同じ樹種でも品種ごとに生育に適した条件があることから、これらを踏まえた適切な林木育種事業等が全国レベルで継続できる体制を確保することを前提に、現在、4 箇所に設置されている増殖保存園について、効率的な運営を確保する観点から、要員の配置について見直しを行うことを次期中期目標に明記する。

## 第 3 品種開発業務等の重点化

- 安全で快適な国民生活の確保及び森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備に資する新品種の開発等を一層推進するため、花粉症対策に有効な無花粉や花粉の少ない品種、地球温暖化防止に資する二酸化炭素の吸収・固定能力の高い品種、国土及び環境の保全に資する病虫害や気象害に抵抗性を有する品種、資源の循環利用推進に資する成長・強度等の特性に優れた品種の開発等に重点的に取り組むことについて次期中期目標に明記する。
- ジーンバンク事業については、生物多様性国家戦略で求められている目標の達成に向けて、国家資源として重要な絶滅危惧種や天然記念物、その他の希少樹種等の林木遺伝資源の収集・保存に重点的に取り組むことについて次期中期目標に明記する。
- ミツマタ等の地域特産的な樹種及び環境緑化木の新品種開発及び関連する調査・研究については、今期中期目標期間において一定の整理を図ることとする。

#### 第4 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

- 国の政策目標における任務の位置付け、地方公共団体等との役割分担等、林木育種センターが担う任務・役割について次期中期目標に明記するとともに、その任務・役割との関係を踏まえた重点化や効率化に向けた取組を明記することとし、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すよう努めるものとする。

#### 第5 合理化効果の発揮

- 管理部門等の業務については、森林総合研究所の事務及び事業との一体的実施等に併せて、業務の実施方法の見直し、事務の簡素化等による要員の合理化に努めるとともに、経費の縮減を図ることを次期中期目標に明記する。
- 上記により、統合メリット等を具体的かつ最大限に発揮し、総費用（人件費を含む。）を厳しく削減するものとする。

#### 第6 非公務員による事務及び事業の実施

- 林木育種センターの事務及び業務については、公務員以外の者が担うことにより支障が生じないように、職員の雇用と労働条件に配慮した上で、関係省庁・機関の協力を得て、所要の準備を進める。

# 「独立行政法人水産大学校の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて（案）

平成 17 年 11 月 30 日

農林水産省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人水産大学校（以下「水産大学校」という。）の主要な事務及び事業については、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化するとの方針に立って検討し、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

## 第 1 水産大学校の事務及び事業の重点化等

- 水産大学校の事務及び事業については、「水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ること」との法人の目的を踏まえ、効率的かつ効果的な運営を確保するとともに、国立大学法人の水産系大学、学部とは別に農林水産省所管の独立行政法人として存置されている意義を明確化する観点から見直し、真に必要な水産業を担うための人材の育成に係る学理及び技術の教授及び研究に重点化する等により、水産大学校としての独自性の発揮を図る次期中期目標を策定する。
- なお、適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における任務の位置付け、他機関等との役割分担など、水産大学校が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すものとする。

## 第 2 専攻科の見直し

- 専攻科については、学生数が恒常的に学生定員（70 人）を大幅に下回っている状況（半数程度で推移）であることから、定員の設定の基礎となる社会経済情勢や人材需要の見直しを踏まえ、適切な規模に見直すものとし、これを踏まえた次期中期目標を策定する。
- なお、次期中期目標期間における専攻科の定員充足状況、他の大学の特設専攻科における定員充足状況等水産業における海技免許取得ニーズの動向及び大学等他の機関との役割分担等を踏まえ、次期中期目標期間において専攻科の抜本的見直しについて検討することを次期中

期目標に明記する。

### 第3 漁業練習船の効率的かつ効果的運用

- 本法人が保有する漁業練習船2隻について、航海によっては、実習生定員に対する乗船実績が半数に満たないものがある状況や、上記第1の教育内容の重点化等を踏まえ、効率的な運用を行うこととし、これを踏まえた次期中期目標を策定する。その際、専攻科における実習が運航実績の中心となっていることから、専攻科の見直しの検討状況や練習船の更新時期等を十分踏まえ、法人の任務・役割にふさわしい漁業練習船の体制について検討することを次期中期目標に明記する。

### 第4 合理化効果の発揮

- 上記第1から第3に併せて、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、要員の合理化に努め、極力アウトソーシングを推進することを次期中期目標に明記し、経費の縮減により合理化効果を具体的かつ最大限に発揮し、総費用（人件費を含む。）を厳しく削減するものとする。

### 第5 非公務員による事務及び事業の実施

- 水産大学校の事務及び事業については、公務員以外の者が担うことにより支障が生じないように、職員の雇用と労働条件等の確保に配慮した上で、関係省庁・機関の協力を得て、所要の準備を進める。

## 独立行政法人経済産業研究所の組織・業務全般の見直しについて（案）

経 済 産 業 省

### I 経済産業研究所の現状に関する基本認識

独立行政法人経済産業研究所は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与することを目的（経済産業研究所法第三条）に、平成13年4月に創設された。

経済産業研究所は、非公務員型の独立行政法人のメリットを活かし、研究員の人事及び予算執行に柔軟性を持たせることにより、時節時節で変動する多様な政策課題に的確に対応できる体制を構築し、横断的な経済産業政策の立案に寄与してきている。このため、経済産業省独立行政法人評価委員会においても、これまで当研究所の業績は高く評価され、また国際的な認知度も累進的に高まっていると評価されている。

国際社会の緊密化が進展するなか、政策立案は経済及び産業活動が影響を受けるあらゆる国際的要因を念頭に置くことが求められ、また突発的な要因をも直ちに取り入れていく必要がある。また、国内については、政治経済状況の変化や世論などを常に政策立案に取り入れながらも、同時に中長期的な課題への対応が迫られている。このため、政策当局には、学問的なアプローチを含む複眼的な政策オプションを視野に入れ、最適の立案を選択していくことが求められている。

米国の場合、このような複眼的な視点は、林立する民間シンクタンクから提供されている。米国民間シンクタンクは、政府外から政策提言を行ったり、あるいは、省庁幹部として受け入れられるようなハイレベルの研究員経験者を政府部内にポリティカル・アポインティーで直接送り込むことによって政策立案を支えている。このような民間シンクタンクの存在によって、米国政府は実務的な政策アイデアのみならず、学問的思考に裏付けられたハイレベルで新鮮な政策立案が可能となっている。また、寄付を巡る税制、文化などの成熟により、民間企業・個人にとっては、政府への納税の一部代替としてシンクタンク等への寄附を選択することが容易かつ一般的となっているため、その財政基盤は民間資金によって支えられ得る仕組みとなっている。

他方、我が国の場合、政府職員にとって、学問的思考からの政策研究の機会は限られている。経済産業政策を担う当省について言えば、人事異動を重ねることによって幅広い経済産業政策の立案・実施経験が得られ、また所管する産業界等と深く情報交換することが政策立案上の強みとなっており、このような制度にも強みはある。

しかしながら、政策形成のプロセスにおいては、当面する問題に係る情報収集と対応策の検討・提示をこなしていくだけでは得られないような中長期的な視点や、政策の立案・

実施の際の経済学、法学、社会学、政治学、工学等の学問的分析に基づく評価が必要不可欠である。

また、政策が国際的協調を必要とするものであれば、欧米を始めとする他国と、学問的裏付けのある交渉を行っていくための素養が我が国政府にも求められる。

さらに、政府においては、政策実現のための現実的な困難さ等のために選択肢から外してしまった政策についても、政府部内からそのような選択肢を一切排除するのではなく、選択肢として再評価し将来の政策立案プロセスに役立つ形で蓄積されていることが重要である。

これらの観点から、米国の政策シンクタンクに相当するような機能を果たす政策研究の基盤整備が重要であると考えられるが、我が国においては、人事制度（採用省庁を軸に各府省の幹部を内部登用していく仕組み）及び公益法人等に対する寄付金を巡る税制、文化が米国とは異なる。

以上から、我が国に相応しい公共政策研究機関のあり方として、一方で、政府資金の提供を受け、政府との人事交流を行いながらも、他方で、政策を巡る外部議論を内部化し、政府の意向から中立的な研究と政策提言を行うことができ、かつ、政府に政策提言が受け取られやすい距離感にある政策研究機関を実現するとすれば、独立行政法人は、このような複数の要請に適う法人形式であると考えられる。

経済産業研究所は、経済産業政策についての研究・提言を行う機関である。このため、経済産業政策を所管する当省が同研究所の使命を中期目標で定める主体であるべきことは、当然である。

経済産業研究所が政策形成過程に貢献していくことを可能とするためには、これまでの創設・立ち上げ期間を経て、一層、研究の質を向上させ、また、その成果を積極的に政策提言として発信していくことが求められている。このためには、優良な研究員の確保、研究企画プロセスにおける政策当局等との交流促進、政策提言の機能強化の一層の充実を図る必要がある。

## Ⅱ 業務全般についての見直し

### 1. 当省が期待する使命

#### ＜政策研究・政策提言機能＞

経済産業政策は多岐に亘り、国内外の要因に伴い政策課題が激しく変動する領域である。このため、最適の政策を立案するためには複眼的視点を持つことが不可欠であり、従前から省内では担当官同士の知見の集積によりこれを実行してきている。しかし、個々の政策課題につき、専門の研究機関が研究を行えば、同一政策課題につき当省の知見を超えた政策提言を行い、また、役所が欠いている政策課題をも見出していくことが期待される。**経済産業社会が複雑になり、政策課題への解も複雑になるに従って、このような政策研究機関による当省の政策立案への補完機能は、経済産業政策案を重層化し、経済産業政策の死角を埋め、政策の質を高めていくことになる。**

経済産業研究所には、現行の経済産業研究所法及び中期目標に規定されているとおり、引き続き、経済産業政策につき、当省の知見を超えた研究成果を以て政策提言を行うと

ともに、政策論争を活性化させるための場を提供し、行政官のみならず、研究者、産業界、NPO/NGO等の経済産業政策に関連する有識者や専門家の知見や意見を結集させていくことにより、経済産業政策を担う当省の政策立案の強化に貢献することが求められる。このような経済産業政策立案への貢献のために、研究所は、公共上の見地から確実に実施することが必要な事務及び事業を実施していくべきである。

### ＜当省との密接な交流＞

求められる政策課題と研究の方向性を適切に設定し、実際の政策に活用されていくような効果的な政策提言を行っていくためには、当省が期待する政策研究課題の遂行のみならず、**研究専門機関として自ら課題を見出し、また、当省への提言方法にも十分な工夫を施していくことが不可欠である。**この際、**経済産業社会への独自の観察眼を持つべきであることは当然であるが、これに加え、当省がどのような観点で経済産業社会を見つめ、そこに政策課題を発見し、政策立案として回答を出し、どのような方法で政策遂行をしようとしているのか、またしてきたのか、を知らなければ、その実現は不可能である。**このため、研究に関する意思決定のあり方や研究の管理工程等について、**経済産業研究所は当省と密接に情報交換を行っていくべきである。**

但し、このように情報交流という過程は当省と密接であっても、研究の成果は、どのような内容であれ、当省から一定の独立と自由を保障された第三者としての研究者、研究機関の立場から行われなければならない。研究成果について当省が管理を行おうとすれば、当省の知見を超えた成果は得られないためである。

### ＜アウトカム志向＞

経済産業研究所の使命は、経済産業政策を担当する当省の政策立案の強化に貢献することであるため、研究・提言が実際にそのような貢献につながっていることが求められる。**研究をした、提言をしたという客観的な結果をアウトプットと呼び、具体的なその効果、つまりより良い経済産業政策の立案への貢献をアウトカムと呼ぶ。**経済産業研究所はこれまでの4年間で、アカデミックレベルとしては高い研究成果を出してきており、出版物や発表論文、開催シンポジウムなどの数も当初の目標値を大幅に超える成果をあげ、アウトプットレベルは高い。アウトカムについては、政策形成過程で取り入れられたもののみならず、政策を検討する際の比較検討材料となったものや、広く政策担当者の基礎的な参考資料となったものなどがある。大臣官房が実施した平成16年度の当省内の各局・ユニット等に対するヒアリング評価でも、関係する政策研究が経済産業研究所で行われている部局からの研究成果についての評価は概ね高かった。なお、何ら政策研究が行われていない部局からは新たな連携や研究領域の設定以前の段階からの交流が求められた。

**使命を遂行していくためには、経済産業研究所は常時、アウトカムを意識しながら業務を実施していく必要がある。**そのためには、これまでアウトプットは高く評価されているとおり研究能力はあるため、現実の経済産業政策にとってより一層意義のある研究領域を設定したり、当省への提言方法をより一層適切な形とすることにより、アウトカム評価を高めていく必要がある。また、研究成果の質の向上を通じアウトカムを実現するために、研究に関する意志決定のあり方や研究の管理工程等の明確化を図っていくことが適切である。

<適切な評価方法を通じた使命実現の確保>

上記のような使命を実現していくため、経済産業省は、研究所の各業務を最も合理的に説明しうる指標を定め、その中で、個々の研究成果の経済産業政策への反映状況を適正に評価する方法を確立し、評価結果を明らかにしていくこととする。これまでも、評価指標として、「政策研究・提言活動によって、効果の薄い政策の改善・廃止や新しい政策の導入に資する理論的・分析的基礎を提供したか」等を掲げているが、より客観的な評価を可能にするための評価方法・指標を検討する。また、その際、研究者個人の研究のみならず、経済産業研究所というまとまりとしての業績についても、経済産業政策への反映状況等を把握し、適正に評価する仕組みの構築にも努めることとする。

## 2. 調査・研究業務

### (1) 研究領域の重点化

アウトカム評価を高めていくためには、経済産業社会の発展を推し進める政策提言に相応しい研究領域を設定することが最重要な要素となる。そのためには、政策立案・遂行者である当省が着目している政策課題と、研究機関として自らが見出す政策課題のバランスを図って研究領域を設定する必要がある。経済産業研究所が研究領域を設定するに当たっての自由度を左右する以下の諸点を勘案しつつ、経済産業研究所に対して認める自由度を設定していく必要がある。

研究領域設定の自由度		
	← 自由度低い	自由度高い →
研究領域の性格	当省が持続的な取り組みを期待する研究領域。	研究機関として、当省が十分に情報収集・分析ができていない経済産業政策の課題や、大学及び海外の高水準な政策研究成果を総合し、独自に設定する研究領域。
研究活動に必要な時間感覚	経済産業政策課題は流動的で、政策形成のタイミングに呼応して研究成果(中間成果/最終成果)を提供していくためには、研究にスピード感や適時性が求められる。	研究に値する政策課題は成果が出るまで数年を要するものもあり、長期間、継続的取り組みが求められる。
研究成果に求められる内容	政策に取り入れられるためには、まとまりのある研究領域を設定し、政策課題に対応する包括的な提言が必要。	アカデミックレベルを維持するためには、特定の一研究テーマを掘り下げていくことが必要。優秀な研究者を集めるためには、アカデミックレベルの追求は必要。

経済産業研究所に研究領域設定の自由度を与えなければ、経済産業研究所は当省の下請け機関として使い勝手のよい機関となるであろう。一方、その場合、優秀な研究者は招致できず、アカデミックレベルを維持した研究がなされ得ない。レベルの高いアウトプットがなければ効果的なアウトカムは望めないため、当省の知見を超えた政策研究の成果は望めなくなる。他方、多くの自由度を与えた場合、当省が期待する研究領域が必

ずしも設定されず、研究成果が全く政策形成に活用されない可能性がある。このため、適度な自由度を付与していくことが必要である。

しかし、次期中期目標におけるこのような曖昧な自由度の記述では、自由度が大きく振れてしまう。そこで、**中期目標に、当省が継続的な取り組みを望むいくつかの「基盤政策研究領域」を明記し、併せて、当該研究領域の遂行のために半分程度のリソースを充当することを規定する。それ以外については、経済産業研究所が当省との密接な交流の中で、アウトカムを十分に念頭に置きつつ、その時々で必要であると考えて設定する政策研究領域のために用いられることとする。**

このように、経済産業政策との関係を明確にしつつ、真に必要な研究に重点化し、研究の質の向上を図ることとする。

## (2) コア・コンピテンスの設定

他国の著名な研究機関や内外の大学との差別化を図り、経済産業研究所が経済産業政策の研究機関としての声価を確立していくためには、特徴ある強みを有していることが不可欠である。経済産業研究所のコア・コンピテンスとして、以下の各事項を位置づける。

① 上記(1)の各**基盤研究領域**を定め、その分野について、**政策当局との密接かつ持続的な交流によって得られた知見を含む研究成果の蓄積を有していること**。いずれの基盤研究領域も、原則、中期目標期間中は継続されるべきである。

また、これらの蓄積を活用しつつ、更にその厚みを増すものとして、少なくとも基盤研究領域については、**外部の研究者や研究機関から発表される研究成果を常時分析・評価した上で、蓄積していくことも重要である。**

② 経済産業政策に研究成果が活用されるような**政策提言を積極的に行うこと**。自らの研究成果が政策形成に明示的に取り入れられるということが、政策提言に意欲的な優秀な研究者を惹きつけるという好循環を生むことが期待される。そのためには、政策形成に取り入れられる具体的な実績を多数作っていくことが急務である。

③ **大型研究プロジェクトの実施**。大学でも経済産業政策に関する研究は可能であるが、特定の研究テーマについて深く探求する傾向にある。経済産業研究所では、設定した政策研究領域につき、異なる専門分野からの研究者が参加し、多角的な研究テーマ群を設定し、最終的に一つの政策提言としてまとめていくことにも取り組むべきである。これにより、政策に効果的に取り入れられる提言が可能となる。また個々の研究員単位での研究成果の達成に加え、プロジェクト毎にまとまりある情報発信が可能となり、各プロジェクトが論陣を張ることにより当省との緊張関係も高まり、経済産業政策を巡る議論に与える影響が一層増していくと考えられる。

④ **特定の研究領域の研究者及びコーディネータ研究者の育成・輩出**。上記(1)のように、基盤研究領域をあらかじめ定めておけば、当該分野についての研究者のリクルートはより計画的に手配が可能となる。他方、基盤研究領域の中には、我が国では研究者が手薄な研究分野があり得る。また、上記③のように、大型プロジェクトを実施していくためには、各大型プロジェクトにおいて多角的な研究テーマ間の調整をし、一つの大型プロジェクトとしてとりまとめていくコーディネータ役の研究者が必要となる。このため、**当省の政策形成にとって重要な分野での研究者、及び研究のコーディネータができる研究者の層を厚くしていくため、これらの研究者の育成を内製化して**

いくべきである。

- ⑤ **当省の情報へのアクセス**。当省が有する経済産業社会と経済産業政策についての情報は膨大である。政策関連情報へのアクセスの容易性は、優秀な研究者を惹きつける大きな要素である。

### 3. 政策提言・普及業務

#### ○ 研究の各段階における双方向の広報・広聴活動の実施

「調査・研究業務」と「政策提言・普及業務」とは連動しているべきものであり、調査・研究業務を自己目的化することなく、政策形成に資する提言活動を行い、アウトカムを高めることを目指さなくてはならない。

これまでもシンポジウムや出版物、ホームページ、広報誌等を通じ研究成果を公表してきている。このような**研究終了後に研究成果を提言する機会に加え、研究企画段階や研究途中においても**研究内容を広報し、担当部局に研究成果についての予見性を与えることにより、政策形成過程にその成果を取り込んでもらうための環境作りも有効であると考えられる。また、研究途中における広報の機会での担当部局からのフィードバックを研究内容に反映させていくべきである。このような**研究の各段階における双方向の広報・広聴活動により、当省のニーズの把握とそれへの対応や、研究成果のシーズとしての普及が可能となってくる。**

また、大臣官房が実施した平成16年度の当省内の各局・ユニット等に対するヒアリング評価では、一定程度の双方向の広報・広聴活動はなされていても、各研究員と関係課室の担当者との間でなされている場合がほとんどであり、組織と組織との交流は希薄であるとの指摘が複数あった。研究の各段階における双方向の広報・広聴活動は、各研究者個人の努力だけに留まらず、経済産業研究所として組織的に推進することが重要である。そのためには、**現在実施している研究の各段階におけるワークショップへの当省からの参加依頼を徹底したり、幹部と研究部門の管理職が窓口となり、定期・不定期的交流を行っていくことが適切である。**

### 4. 資料収集管理、統計加工及び統計管理業務

#### (1) 新たな統計の開始

経済産業研究所が不可欠な存在となるためには、当省や政策研究者が極めて有益と見なす統計データを持つことが考えられる。

これまでの統計加工業務に加え、経済産業研究所独自の新たな統計や統計加工への本格的な取り組みを行うべきである。

#### (2) 研究リソースの蓄積

経済産業研究所設立からの立ち上げ期を経て、経済産業研究所における研究量及び研究成果が積み上がり、他方で研究員は雇用の流動化が前提となっている中、研究成果や研究のために収集・加工されたデータ、研究のノウハウ等、研究活動に伴って研究員にもたらされた様々な有形無形のリソースを、如何に組織に蓄積させていくかが重大な課題となっている。このような研究リソースについては、研究成果の普及や利用に留まらず、その後の研究の基盤となり研究の発展に必要不可欠となるものであるため、引き続き、図書や電子媒体でのデータベース化の整備を着実に進めていくことが重要である。

なお、経済産業研究所の研究に携わった研究員の人的ネットワークも重要な財産であり、研究員の人的ネットワークが散逸しないような組織的な共有の仕組みを構築すべきである。

## 5. 当省の政策研究能力及び政策立案能力の向上への支援

現行の上記3つの業務に加え、新たに「当省の政策研究能力及び政策立案能力の向上への支援」業務を位置づける。具体的内容は以下の通り。

### (1) 政策プラットフォームへの当省職員への参加

上記「Ⅱ-1. 当省が期待する使命」で記述したとおり、経済産業研究所には、政策論争を活性化させるプラットフォームを提供し、経済産業政策に関連する多様な主体の知見や意見を集結させることが期待されている。現在も、研究の各段階における研究会やセミナー、BBL（ブラウン・バッグ・ランチミーティング）等では、当省の関係課室も参加することにより、研究内容を進化させ、政策論争を活発に行っている。

このようなプラットフォームは、特に、参加の機会が多い当省職員にとっては、専門的知識、汎用知識、教養の習得や、登壇者である著名な研究者等とのネットワーキングの場として高く評価されている。このように、プラットフォームは、政策論争のプロセスを通じて当省職員の政策研究能力、政策立案能力の向上に大きく貢献するものであることから、改めて、「経済産業省の政策研究能力・政策立案能力の向上への支援」業務の一つとしての位置付けも明確化する。経済産業研究所としては、プラットフォームにより多くの当省職員が参加するよう、機会の確保に努めることとする。

### (2) CF（コンサルティング・フェロー）や常勤フェローとしての行政官の受入及び育成

政策立案の高度化のためには行政官自らが、政策研究課題の取り上げ方、分析手法、政策提言論文の書き方等を習得しておく方が望ましい。これらの手法は短期間の研修では習得しがたく、また座学も不向きであるため、経済産業研究所で実際の研究業務に携わることが適当である。当省の行政官でありながら、時間外で経済産業研究所の研究を行うコンサルティングフェロー制度を活用するほか、一定期間集中して、研究者としての素養を修得させるべき行政官については常勤フェローとしての受入れも行う。

当省からのCFは平成16年度末時点で10名、課長補佐を中心に、若手管理職から係長クラスを受け入れてきた。全て自薦であり、当省としての組織的な対応ではなかった。また、CFが定める研究テーマは、経済産業研究所の主要な研究領域と必ずしも一致していない場合もあった。

次期中期目標期間では、CF（当省から出向する常勤フェローを含む。）は、経済産業研究所の研究領域に組み込まれ、常勤フェローやファカルティフェローという専門家とチームを組み、彼らから研究、分析の手法やアカデミックな成果のとりまとめ方についての指導を受けることを通じて、研究手法に通暁した行政官としての育成を受けていくこととする。

### Ⅲ 組織形態

上記の各業務を実施するために最も効率的な組織形態を示す。

#### 1. なぜ当省の内部組織ではないのか。

当省の政策課題に対し当省の知見を超えた政策提言をするためには、組織内部の行政官では組織体制・人事体制に縛られてしまうため、中立的な見解を示すことが難しい。

また、経済産業政策の多くは他省庁等の所管政策分野との有機的な連携から成り立っているため、当省に対する政策提言であるにもかかわらず他省庁等の政策への言及も頻繁にあり得る。他の中央省庁や地方自治体等に関係してくる政策への提言に当たっても、当省の内部組織が行っている中立的な見解と解釈してもらうことが難しいのが現状である。

さらに、民間企業が関係する政策提言に当たっても、政策執行者であり様々な権限を有する官庁の内部組織からの提言は威圧的であり得る場合がある。

以上のことから、経済産業研究所は当省外の組織であることが相応しい。

#### 2. なぜ当省の研究機関でなければいけないのか。他省庁の研究機関との統合機関ではないのか。

他省庁の各研究機関には各々研究目的がある。多岐に亘る経済産業政策につき、不足なく研究領域の設定が可能なのは経済産業研究所のみである。

同時に、経済産業政策の多くは他省庁等の所管政策分野との有機的な連携から成り立っているため、当省に対する政策提言であるにもかかわらず他省庁等の政策への言及も頻繁にあり得る。しかしながら、この場合においても、当省所管の経済産業政策を立案するための提言であり、他省庁等所管の政策に対する提言ではない。

このように、政府系の公共政策研究機関では、経済産業政策につき過不足無く研究領域を設定できるのは経済産業研究所のみであり、また、他省庁の研究機関との統合は、専ら当省へ政策提言していくということを困難にする。

#### 3. なぜ独立行政法人なのか。なぜ民営化された経済産業研究所[民営化論]なり、他の民間シンクタンクや大学の政策研究機関[市場化テスト論]ではだめなのか。また、独立行政法人である公共政策研究機関は民業公共政策研究機関の業務を圧迫するのではないか[民業圧迫論]。

通則法では、独立行政法人につき、①国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事業を効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立される法人であり、**主務大臣は中期目標を定めることによって法人が達成すべき業務を規定し、法人は中期目標を達成するための中期計画を作成し、主務大臣の認可を受ける。**また、②主務大臣は業務遂行に適する者を**法人の長として指名し、③政府は業務の財源に充てるために必要な金額を交付する、**と定めている。

このように、独立行政法人であれば、当省が期待する経済産業研究所の使命を中期目標で規定し、適任の理事長を通じて高いアウトカムを志向した中期計画の作成を求めていくことができる。中期目標、中期計画を通じ、適度な自由度と縛りを付与することにより、経済産業研究所は当省から一定の距離を確保することによりパフォーマンスを最大限に発揮することが可能となる。また、経済産業研究所は、交付金を用いることによって、当省から規定された業務に集中することが可能となる。

他方、民間シンクタンク及び大学は、①経済産業政策についての研究と当省への政策提言という**使命を遂行する義務は無い**ため、**当省が期待する使命の遂行は担保されない**。

もちろん、民間シンクタンクや大学からは当省が活用できる研究も発表されている。しかし、当省はこれらの研究成果が出てくるのを受動的に待つ立場である。

②民間シンクタンクや大学の**長の人事についても、当省は指示ができる立場にはない**。また、管理職やスタッフについても、官民交流法は存在するものの、出向者と受入先の個別合意が必要であり、独立行政法人が政府からの出向者を相当程度受け入れている現状と同程度に民間シンクタンクや大学が当省からの出向者を受け入れる保証はない。しかしながら、当省との双方向の広報・広聴活動を効果的に行っていくためには、一定程度の出向者の存在は不可欠の要素である。

また、③政府から民間シンクタンクや大学への財源提供に当たっては、交付金、委託費、補助金等のような形であれ、競争入札や公募により、全ての企業等に対して公平な機会を提供することになるため、必ずしも**特定の企業等へ継続的に財源が提供されていくとは限らない**。しかし、**経済産業政策の研究・提言は、過去の研究成果が散逸しないよう系統だった集積をし、必要に応じ過去の研究成果を踏まえながら研究を行い、必ずしも単年度で実施できない研究については複数年度に亘る研究計画を基に研究を行っていく必要があるため、継続して財源が提供される必要がある**。統計加工・統計管理業務も、特定の機関が継続的に行うべきものである。

また、**研究進行中や研究後に、研究領域間でシナジー効果が生じ、新たな研究課題へと発展していくこともあるため、一つの研究機関に異なる研究領域を一本化しておくことが適切である**。

さらに、経済産業研究所の場合、当省との機動的な交流を不断に行うため、当省の敷地内に設置されている。これにより、**当省からの研究チームへの参加や、当省との密接な情報交換、当省からの多数のBBL等の政策プラットフォームへの参加等が可能となっている**。当省が民間シンクタンク・大学の当省敷地内での立地を指示することは不可能である。特定の企業等に対してのみ継続して立地の便宜を図ることも不可能である。

また、研究領域に応じた研究者の募集は短期間では困難であり、普段からの経済産業政策の多岐の分野に亘る研究者との交流や、必要な分野については研究者の内部での育成が必要である。民間シンクタンクでは、このような点への対応は十分には行い得ないと考えられる。

次に、交付金で運営され、当省との人事交流もなされ、当省の敷地内に設置されている独立行政法人は、公共政策研究の市場において優位性を持ち、民業を圧迫するのではないか、との懸念については、以下のように考えられる。

(独)経済産業研究所は、経済産業政策につき調査研究・提言を行う。民間シンクタンクの中でも公共政策につき調査研究・提言を行っているものはあるが、経済産業研究所のように経済産業政策につき分野横断的に研究領域を設定し、政策当局との持続的かつ緊密な人的交流を行っている機関は多くないと考えられる。むしろ、各民間シンクタンクはいくつかの特定の領域につき強みを持つことにより差別化をはかり、また、調査研究に重点をおいており、経済産業研究所のように政策論争を活性化させるための場を提供したり、研究成果をとりまとめ当省へ継続的に政策提言しているとは考えられない。このように、経済産業研究所と民間シンクタンクとは異なる特徴を有しているため、経

経済産業研究所の活動が活発になればなるほど民業を圧迫するとは必ずしも言えない。むしろ、例えばある分野についての事例調査に強みのある民間シンクタンクと、関係する経済学者、法学者等を擁し、学際的な分析手法に優れた経済産業研究所とが相互に連携・補完をしようことによって、我が国の公共政策研究の質が向上し、また市場規模が拡大していくことが期待されうる。

#### 4. なぜ非公務員型独立行政法人でなければいけないのか。

非公務員型を活用していくことにより、研究員の機動的な採用（任期付き契約の導入、随時の増減員）、柔軟な研究活動形態（他機関との兼職、柔軟な職務専念時簡帯の設定）、研究成果に応じた処遇（任期付き契約の更新）が可能となり、更なるパフォーマンスの向上が期待できる。

### IV. 財政基盤

#### 1. 予算規模

<予算規模の適正化>

経済産業研究所ではこれまで、予算に計上した運営費交付金が全額収益化されずに翌年度以降に繰り越すことが繰り返されている。研究活動に伴う様々な不確実性は考慮に入れる必要はあるが、未消化の規模が大きいことから、今期中期計画で規定した事業規模と人員規模との不適合があったと考えられる。このため、**過去の人員体制と支出実績とを踏まえ**、抜本的に事務及び事業の規模を見直し、運営費交付金の算定ルールに反映することにより、**予算の規模を適正な水準にまで縮小を図るものとする。**

#### 2. 財源

独立行政法人の財源としては、(1)当省からの交付金及び委託費、(2)官民からの受託事業費、(3)政府からの補助金（競争的資金）が考えられる。各財源につき、経済産業研究所の使命及び組織形態に適合するか示す。

##### (1) 当省からの交付金及び委託費

当省が期待する経済産業政策についての研究・政策提言が求められているため、当省から提供される資金を財源の太宗とすることが適切である。

##### (2) 官民からの受託事業

受託研究事業においては、研究テーマの設定や研究の方向性に委託元の意向が反映され、また研究成果も委託元に帰属するため、**当省以外の委託元からの事業では、当省に対して、中立的立場から政策提言を行うという使命を果たすことが不確実となる。**

他方、中央諸官庁及び地方自治体等が委託事業を要請してきた場合、経済産業研究所の政策研究の質の高さが認められたためと考えられるため、経済産業研究所の研究領域に適合する内容であれば、受託につき積極的に検討することとする。

##### (3) 競争的資金

競争的資金の獲得には多大なエネルギーを要するため、むしろ、経済産業研究所は研

究・提言業務に重点を置き、政策研究機関としての声価を確立、維持していくことが先決である。

他方、経済産業省独立行政法人評価委員会では、研究所の競争力の高さを示すためとの理由により、一層の競争的資金の獲得を目指すべきであるとの指摘があった。このため、経済産業研究所の研究領域に適合する内容であれば、各研究員が獲得を目指したい場合には、研究所としてもより良い研究企画が提案できるよう各研究員を積極的に支援することとする。

## I：工業所有権情報・研修館の現状に関する基本認識

### 1. 工業所有権情報・研修館の役割

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」と言う。）は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図り、もって知的創造サイクルを活性化し、知的財産立国の実現に資することを目的とする法人である。

平成13年4月に、特許庁の出願人たる個人・企業、特許庁職員又は外国特許庁に対する相談、資料収集及び情報公開の機能を担っていた「工業所有権総合情報館」が独立行政法人に移行し、爾来、知的財産立国の実現の一翼を担う機関として、特許庁との一体性を維持しつつ、責任や費用対効果を明確化した上で自立性・柔軟性を高め、多様な利用者ニーズに機敏に対応する業務運営を展開してきた。

平成16年の通常国会における「特許審査迅速化法」の制定に伴い、同年10月から、特許電子図書館による情報普及業務並びに特許庁職員及び民間の知的財産人材に対する研修業務を追加し、名称も「工業所有権情報・研修館」と改めた。また、平成19年1月には情報システムの整備等の業務の強化が行われることとなっている。この結果、情報・研修館は、工業所有権関連情報の収集・公開機能の格段の強化及び幅広い知的財産専門人材の育成機能の保有を通じ、政府全体で取組みを進める知的財産立国にとって不可欠な「情報」と「人」という基盤の強化とこれらが活用される環境の整備を担うことを目的とした知的財産の総合支援機関となり、大きく進化・発展を図っている。

今後は、情報と人材に係る諸施策の効果をこれまで以上に発揮できるよう、幅広いこれらの各種事業を有機的に連携させ、柔軟で総合的な事業運営を行うことが求められている。

### 2. 情報・研修館のこれまでの業績の評価

情報・研修館の業績評価は、国民に対して提供するサービスの質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善及びアウトカムの4つの指標に基づいてなされる。過年度の総合評価としては、13年度はB評価、14年度はA評価、15年度はB評価、16年度はA評価と高い評価を得ており、特に16年度については、新たな業務が加わり、組織・業務の規模、範囲ともに大幅に拡大した過渡期にあつて、新たな業務を含めて適正かつ円滑な業務遂行が行われ、優れた実績をあげている点が高評価に結びついた。

また、第一期の中期目標期間予備的評価についても、知的財産権が社会的注目を集め制

度も大きく変わる時代背景の中で、四年間にわたり一貫してサービス向上への努力が継続され、着実に目標を達成したことにより総合的にかなり大きな成果をあげてきており、今後、知財立国の実現に向けて更なる挑戦が望まれる、として、総合評定はA（達成している）とされた。

## Ⅱ：情報・研修館の業務の見直し

### 1. ユーザーニーズに即した任務・役割の明確化

今後とも、情報・研修館は、我が国の国際競争力の維持・向上に必要な知的創造サイクルの確立、中小企業等への知的財産への取組みへの支援といった国が整備すべき「知財インフラ」の整備を担うこと、さらには経済のグローバル化の進展に伴い国際事業戦略の展開に対する支援が期待されている。

一方、近年、政府・知的財産戦略本部や実施庁たる特許庁が掲げる種々の政策目標や課題が示され、また弁理士会や民間企業においても従来以上に積極的な知的財産への取組が見られるようになる中で、官民挙げての取組の効果を最大とすることに貢献するため、情報・研修館としてもこれらとの役割分担、協力・補完関係に留意する必要がある。

このため、今後は、情報と人材の総合支援機関としての十分な機能を維持しつつ、地域中小企業・大学等の知財デバイド解消と国際展開への対処の強化により重点を置いた事業展開を図ることとする。こうした中、適切な評価や国民へのサービスの向上に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における任務の位置づけ、民間等との役割分担など、工業所有権情報・研修館が担う任務・役割を明確にするとともに、業務全般について、その任務・役割を踏まえた業務の重点化や効率化、他機関との連携に向けた取組を一層明確にするものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すものとする。

#### (1) 情報収集・公開業務の強化と見直し

特許庁において、平成16年10月に公表した「特許庁業務・システム最適化計画」に基づき今後システムの見直しを進めることとしているところ、この動きとも連動しつつ、地域中小企業や大学等のユーザーも含めた特許電子図書館の利用を高めるための不断の機能向上及びアクセス性の維持・改善を図るとともに、特許電子図書館等の普及・活用支援（特許情報活用支援アドバイザーを活用し特許情報の活用の促進、効果的な活用等を支援）を強化していく。

一方、「特許庁業務・システム最適化計画」の進展による情報・研修館の情報公開等業務の効率化に合わせて、次期中期目標期間中に整理標準化データ作成や地方閲覧室における閲覧専用端末の設置台数の見直し等の効率化を行うべく、所要の検討を行う。

#### (2) 研修業務の重点化と見直し

本年6月10日に策定された政府の「知財推進計画2005」において、2015年までの知財人材倍増の目標が決定される中、人材育成体制の整備が急務となっている。情報

・研修館の研修業務については、審査官等が有する審査実務や審査基準などに係る知識・ノウハウの提供（例えば、サーチャー研修等）を中心としつつ、民間の人材育成機関では不足する人材育成能力を補強し、公益的見地から中立・公平に研修を実施することが基本的役割である。このため、日本知的財産協会、日本弁理士会、民間研修団体等との人材育成連絡会議の場を有機的に活用して、特許庁職員及び審査・審判における実務的専門家の育成など情報・研修館自らが育成を担うべき研修の範囲を明確化するとともに、民間等の研修機関で実施可能なものについてはそれらに対する補完的な役割を果たすため、他の研修機関の能力向上に対する支援を積極的に行うこととする。

### （３）相談業務の充実

最近増加しつつある海外の知財制度や国際出願制度、アジア等における模倣品対策についての相談に対応するため、特許庁における国際関係部局や海外知財事情に詳しい機関との連携を深めることとする。

### （４）特許流通業務の見直し

特許流通業務については、我が国に特許を対象とする自立的な民間市場が整備されることを支援することを目的とし、それまでの間過渡的に施策展開を行うものであるため、民間市場の育成の進捗状況に応じて情報・研修館が行うべき施策としては徐々に縮小すべきものである。したがって、地域中小企業等への情報提供、専門人材育成の強化という視点から全面的に見直し、これまでの開放特許の事業者間のマッチングに直接働きかける手法から外部関係者（民間事業者や地方公共団体等）における人材育成やこれらのノウハウの継承を通じてより効率的に広範囲に効果が及び得る方式の導入へと施策の重点を徐々に後者にシフトさせることとし、あわせて、当該外部関係者の資金面における負担の在り方も含めた役割の見直しを行う。

具体的には、特許流通市場の育成に向けた達成目標をできる限り具体的かつ定量的に明示するとともに、その達成度を踏まえつつ、情報・研修館が担うべき当該業務の範囲を検討し、特許流通アドバイザーの派遣における情報・研修館の事業規模の縮小や必要性の乏しい事業の廃止（特許流通促進セミナー等）を含めた業務の見直しを行うものとする。

### （５）情報システム関連業務の移管

平成16年の通常国会において成立した「特許審査迅速化法」に基づき、平成19年1月を目途に情報システム関連業務を追加する。

具体的には、インターネット出願開始を機にユーザーへの一層きめ細かいサービス向上が求められる電子出願ソフトの整備・管理並びにその利用促進に向けた普及、相談等業務や、産業財産権情報の枢要な部分を占める公報の編纂システムの整備・管理並びに同システム関連業務等を情報・研修館において担い、既存の相談業務や情報普及業務と一体となって実施していくことにより、ユーザーの利便性の一層の向上を図っていく方向で所要の検討を行う。

### （６）特許庁向け事業の実施

特許庁がユーザーである従来からの審査・審判関係図書等整備業務、特許庁職員に対する研修等については、引き続き、内容的に高度化する需要に応え実施していく。一方で、

特許庁以外のユーザーからの相談や図書の閲覧請求又は研修事業を通じて得られた特許庁に対するユーザーの要請を特許行政に反映させるとともに、研修事業において、外部ユーザーから提供が求められている審査のノウハウ等についてもより積極的な提供がなされるよう、それぞれ特許庁に対する働きかけに努める。

## 2. 業務実施手法の見直し

情報・研修館の情報公開事業の基本的目的を十全に達成していくためには、特許庁の法制度、業務・システムの詳細な内容とノウハウに精通した情報・研修館自身が、事業の具体的実施内容の企画、ユーザーにとってより利便性の高い方法の立案等を行う一方で、業務の実施効率の一層の向上と徹底的な合理化の検討を行う必要がある。

### (1) 民間事業者等の能力の活用

情報・研修館の業務については、これまででも合理化・効率化を追求してきた。具体的には、相談等業務については、仕事の内容に応じて外部人材を非常勤職員や派遣職員などの形で採用することにより効率向上を実現してきており、また、特許流通等事業については、限られた事業費の中で事業の全国的展開を確保するため、既に全国的な組織ネットワークを有する団体を活用しつつ、主体的かつきめ細かな業務管理を実施してきている。

今後とも閲覧・相談業務、情報普及業務や特許流通業務をはじめとし、他機関との連携に向けた取組も含め、業務内容に応じた民間事業者等の能力の効果的活用を推進すべく所要の努力を行う。

### (2) 委託等により実施している業務等の効率化・適正化

特に委託等により実施されている業務については、可能な限り随意契約に代えて競争的手法による契約とすること等により、委託費等の縮減など一層の効率化を図るものとする。また、引き続き随意契約によらざるを得ない委託等については、その客観性、妥当性等を確保するため透明性を高めるなど業務の適正化を図るものとする。

### (3) 各部事業の一層の連携

平成16年10月の業務移管を契機に、産業財産権制度を支える「情報」に加え、「人」をも対象にこれらを車の両輪として総合的に実施していく方向で各部事業間の連携を深めているところである。

今後とも、このような方向性をより一層明確化するため、各部事業間のシナジー効果を発揮させることを意識して事業展開すべく、事業の内容及び体制の両面において更なる努力を行うことが必要である。

### (4) 実費徴収拡大の可能性の検討

政策的目標を損なわない範囲で自己収入の拡大を図るため、実費徴収を拡大することとし、現在無料で行っている研修やデータベース事業のうち、受益者が比較的特定少数に限られると見られるもの（例えば、「知的財産権取引業育成支援研修」、「行政機関向け研修」、特許流通データベースに付随した高付加価値コンテンツ「アイデア・データベース」など）

については実費徴収の可能性について所要の検討を行う。

### Ⅲ：情報・研修館の組織の見直し

情報・研修館の業務は、特許庁が蓄積している情報、特許庁審査官の持つ審査ノウハウ、工業所有権制度の最新の制度・運用に関する知識に基づいて又はそれらを活用して行われるものであり、いわば特許庁と一体不可分のものである。情報・研修館の職員についても、そうした専門的なノウハウ、スキルに十分熟知していることが業務運営の観点のみならず、出願等を行うユーザーの期待、我が国との協力関係にある外国特許庁の信頼といった観点から最も重要な要素となっている。

また、情報・研修館の役職員は、相談事業や情報普及事業の実施の過程で営業秘密や出願情報に接することにもなるため、こうしたユーザーの信頼を失うことなく業務を万全に行うことを担保するため、一般の国家公務員や他の特定独立行政法人と同様に国家公務員法上の守秘義務を負う（国家公務員法第100条）のみならず、特許庁職員とともに（特許法第200条等）、職務に関して知得した出願中の発明、考案又は意匠に関する秘密保持・盗用禁止が義務付けられており（情報・研修館法第13条）より重い罰則が科せられている。

このため、これまで特許庁との緊密な関係を維持するため常勤の職員は専ら特許庁からの出向者によって構成してきており、また、それを制度的にも業務の確実な執行の観点から公務員型の特定独立行政法人と位置づけてきてきているところである。

情報・研修館の組織の在り方を検討するに当たっては、以上のような経緯・事情も踏まえ、特定独立行政法人からの位置づけ変更のメリット・デメリットを十分考慮し、総合的な観点から結論を出すことが適当であると思料される。

#### （１）特定独立行政法人の位置づけを変更した際のメリット

特定独立行政法人の位置づけを変更し、非公務員型の独立行政法人とするメリットについては、一般的に、主として人事面を中心とした制度的自由度の高さ（内外の学界・産業界との人事交流の活発化等の確保）と、これを行政庁とは独立的に管理する統治体制の確保が挙げられる。これは独立行政法人であることの本質であり、同法人制度の定着に伴い、こうしたメリットを最大限に発揮することへの期待が高まっている。

このため、政府では平成15年8月の閣議決定において、「特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しないものが担う場合にどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。」と決め、原則として非公務員型とすることとしている。

#### （２）特定独立行政法人の位置づけを変更する際の課題

##### ①特許庁の審査・審判等との密接関連性に対する影響

情報・研修館の業務（特許情報・ノウハウ等の提供）は、特許庁の出願・審査・審判等業務と密接不可分な関係にあり、特許庁が担っている産業財産権行政の不可分の一部である。情報・研修館が実施する業務が停止する事態が発生すると、出願の遅滞や審査・審判

の遅延に直結し、問題が生ずることとなりかねない。

また、特許庁と一体的であるとの信頼性の下に出願人等が求める出願関係情報が安全に取得又は提供される体制を構築・維持することが不可欠である。

## ②国民等の信頼に対する影響

情報・研修館が特許庁と密接な人的交流を持つ特定独立行政法人としての位置づけを有する組織であるからこそ、ユーザーは、特許庁と同じ高いレベルのサービスを何人であっても公平に受けられるとの期待の下、相談、アドバイザーの助言、情報提供、人材育成等の各種サービスを受けている。

したがって、情報・研修館が公務員型の独立行政法人でなくなり特許庁との密接な人的交流に支障が出、また法定研修の修了認定に当たっても厳格な中立性・公平性を失うようなこととなるようであれば、国民や企業の信頼性を失うこととなりかねない。

## ③国際的信頼に対する影響

情報・研修館は国際条約や国際的合意に基づいて種々の義務を負い、また、重要な義務を履行している。例えば、「工業所有権の保護等に関するパリ条約」上では、「中央資料館」という重要な任務を担い、また、情報・研修館は、特許協力条約に基づくミニマムドキュメントを我が国を代表して自ら外国特許庁に直接提供している。最近では、日米欧や日中韓といった三国間のデータ交換による公報交換業務は情報・研修館が自らが実施している。

情報・研修館の性格の変更又はその業務履行の遅滞等により我が国の特許行政の施行に障害がでたり、国際的信頼性の喪失につながりかねず、ひいては我が国特許庁の審査や我が国企業の国際事業活動に影響が出かねないことに留意する必要がある。

## (3) 情報・研修館の組織の在り方

知的財産立国の実現は今や極めて重要な我が国の政策課題の一つであり、政府が責任をもって取り組むべきものである。その一環として、これに不可欠な「情報」と「人」における基盤整備を図るために情報・研修館としては、我が国内外から十分な信頼を得つつ業務を円滑にかつ確実に遂行することを確保することが重要である。

そうした観点からは、情報・研修館については、引き続き出願人や海外行政機関に事業の執行に遅滞が生じたり秘密の保持に不安を与えたりすることなく、今後とも特許庁との密接な人的交流の下にこれと一体となって、実務経験に裏打ちされた高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安全・公平かつ確実に提供していくことを可能とすることが必要である。

一方、知的財産立国の一翼を担う組織として情報・研修館が一層の重責を果たすためには、独立行政法人化の本来の目的がそうであったように、いよいよ多様化する出願人等の要請に的確に対応していくことが強く求められている。本年6月に知的財産戦略本部により決定された「知的財産推進計画2005」において情報・研修館の機能への多くの期待が盛り込まれたことはその端的な証左であると言えよう。至上命題とも言うべき本目的の達成が損なわれることは組織の存続にもかかわることになりかねない。

情報・研修館の組織・業務の在り方の見直しを行う過程でこれまで情報・研修館については、知財に係る中核的機関としての事業、業務の重要性について広く理解を得ると同時

に、情報・研修館は増大する国民の期待にこれまで以上に即応するために非公務員型となり、効率性、機動性を一層高めるための組織の見直しが必要であるとされるとともに、これまで確保してきた内外の信頼性及び業務の確実性に係る課題は、立法等の措置を講ずることにより引き続き確保又は克服することが必要であり、また可能であるとされた。

したがって、情報・研修館としては、事務及び事業についてはユーザーのニーズに的確に対応できる柔軟な業務運営を促進し、より一層の成果を上げるなどの観点から、非公務員型の独立行政法人とすることとともに、上記で示した特許庁の審査・審判等との密接関連性、国民等の信頼及び国際的信頼に対する影響に係る懸念に対応するため、業務体制の整備、特許庁職員と同様の一般の公務員より重い守秘義務の担保、特許庁との密接な人事交流の維持、出願人や外国特許庁への十分な説明の実施等の所要の措置を講ずることとする。

こうした措置により、情報・研修館が、特許庁との密接な連携の下、知的財産行政の一翼を担う中核的な機関として、内外関係者からこれまでと同様な信頼とこれまで以上に大きな評価を得られる独立行政法人となることを期待する。

独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人  
海上技術安全研究所及び独立行政法人電子航法研究所の見直し案

平成17年11月30日  
国土交通省

独立行政法人建築研究所（以下「建築研究所」という。）、独立行政法人交通安全環境研究所（以下「交通安全環境研究所」という。）、独立行政法人海上技術安全研究所（以下「海上技術安全研究所」という。）及び独立行政法人電子航法研究所（以下「電子航法研究所」という。）の見直しについては、独立行政法人の設立の主旨を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねることで一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行うものとする。

**第1 中期目標等における法人の任務・役割等の明確化**

1 研究業務等の重点化・効率化

建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所及び電子航法研究所においては、適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における法人の任務の位置付け、国・民間等と法人の役割分担など、各法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた研究業務等の重点化や効率化に向けた取組（重点化の内容や研究課題の設定プロセス等）を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すものとする。

2 リコール関係業務の充実・強化

交通安全環境研究所においては、リコールの適切な実施という社会・行政ニーズに対応した業務の充実・強化を図るため、リコールに係る技術的な検証体制の整備を図ることとし、当該業務の実効性を確保するための方策を次期中期目標等において明確にするものとする。

**第2 非公務員による事務及び事業の実施**

建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所及び電子航法研究所の事務及び事業については、国に加え大学、民間等と人事交流などの連携を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。なお、その際、各法人の業務運営や人事運用について、現在と同様、的確に進めるものとする。

# 独立行政法人航空大学校の見直し案

平成17年11月30日

国土交通省

独立行政法人航空大学校（以下「航空大学校」という。）の見直しについては、独立行政法人の設立の主旨を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねることで一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行うものとする。

## 第1 エアラインパイロット養成事業

### 1 エアラインパイロット養成事業の重点化・効率化

今後大量退職や空港整備拡張等に伴うパイロット需要増の本格化が想定されていることを踏まえ、次期中期目標等において、「質の高い航空従事者の長期的かつ安定的な確保」という国の政策目標における法人の任務の位置付け、国・民間と法人の役割分担など、航空大学校が担う任務・役割（基幹的要員の安定供給、民間操縦士養成機関の育成・振興、航空技術安全行政の技術支援機能の充実等）を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた事業の重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すものとする。

### 2 業務運営の効率化

現状の教育業務、整備業務、運用業務、管理業務のそれぞれについて精査を行い、エアラインパイロット養成事業の目的に照らして教育内容、教育体制の在り方も含めた業務の見直し、効率化の推進により、これら業務に従事する職員の削減も含めたスリム化を図ることとし、上記1で示した効率化に向けた取組の記載に当たっては、スリム化の内容や達成すべき水準についても明記するものとする。

また、適切な教育コストの把握・抑制に資するため、コスト構造の明確化を図るものとする。

## 第2 非公務員による事務及び事業の実施

航空大学校の事務及び事業については、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。なお、その際、各法人の業務運営や人事運用について、現在と同様、的確に進めるものとする。

「独立行政法人国立環境研究所の主要な事務及び事業の  
改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえ  
た見直し案

平成17年11月30日  
環 境 省

勧告の方向性を踏まえて、国立環境研究所の次期中期目標期間において、以下の事項について事務及び事業を改善する。なお、広範囲にわたる環境研究に、政策を踏まえつつ効率的かつ効果的に取り組んでいくという必要性を踏まえて、環境分野における中核的な研究機関としての取組を一層強化する観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に重点化することとし、今後更に検討を深め、平成18年3月までの間に、次期中期目標を策定する段階において、より具体的なものとなるようにしていくこととする。

## 第1 研究の選択と集中

地球温暖化や廃棄物管理を始めとする今日の様々な環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、環境の変化のメカニズムの解明や影響の予測、環境負荷の低減や環境上の負の遺産の解消等を進めていくことが不可欠であり、これらの環境施策の基盤となる環境研究の推進は極めて重要な課題である。

国立環境研究所は、環境行政の科学的、技術的基盤を提供する目的を持って、幅広い環境研究に学際的かつ総合的に取り組む唯一の研究所として、昭和49年の発足以来、重要な役割を果たしてきている。環境分野は、科学技術基本計画（第2期）の重点4分野の一つに位置づけられるとともに、次期基本計画においても、引き続き重点4分野の一つとして位置づけられる予定となっている。このように、国全体として環境分野の研究の充実が図られており、その意味でも当研究所の重要性はますます高まっていくことが考えられる。

こうした状況の中で、環境研究の中核的機関として十全の機能と使命を果たすため、国立環境研究所の研究規模及び関係機関の得意分野やキャパシティを考慮した連携・分担の在り方も視野に入れた業務見直しを前提として、研究の選択と集中を図るものとする。その際、国立環境研究所自らが戦略的に実施すべき、質が高く全国的な又は国際的な観点から必要とされるものを厳選し明確にした上で、研究課題・内容の重要性に応じた優先順位付けを行うものとする。

また、研究の選択と集中に対する考え方について政策との関係を明確にしつつ、実現す

る具体的手法及びプロセスと併せて、中期目標又は中期計画に明確に示し、業務の合理的かつ効率的な取組を助長するものとする。さらに、国民の環境問題に対する意識の高まりにこたえるため、環境情報の円滑な提供の観点から、研究成果等の提供の在り方に更なる工夫を凝らすものとする。

## 第2 業務運営の改善

環境政策との関係を明確にしつつ、環境省等の政策への適切な反映など、得るべき成果を見据えて効率的に取り組むものとする。そのため、国立環境研究所の各業務を合理的に説明し得る指標を定めるものとする。また、将来の環境研究の芽となる基盤的・先導的研究と位置付けられる奨励研究であっても、大学との違いなど国立環境研究所の役割・任務との関係を明らかに示した上で、客観性が担保された評価の仕組みを構築し、その結果について明らかにするものとする。さらに、間接経費の節減を図るなど、業務の合理化等の実施と併せて経費の節減にも一層努めるものとする。

## 第3 非公務員による事務及び事業の実施

今後、ますます多様化・複雑化していくことが見込まれる環境問題に的確に対応するため、民間を含めた内外の研究機関との活発な研究交流や人事交流の促進、職員の採用・雇用における自由度の増加等により、研究所全体の研究能力をさらに高める観点から、国立環境研究所の事務及び事業については、非公務員が担うものとする。